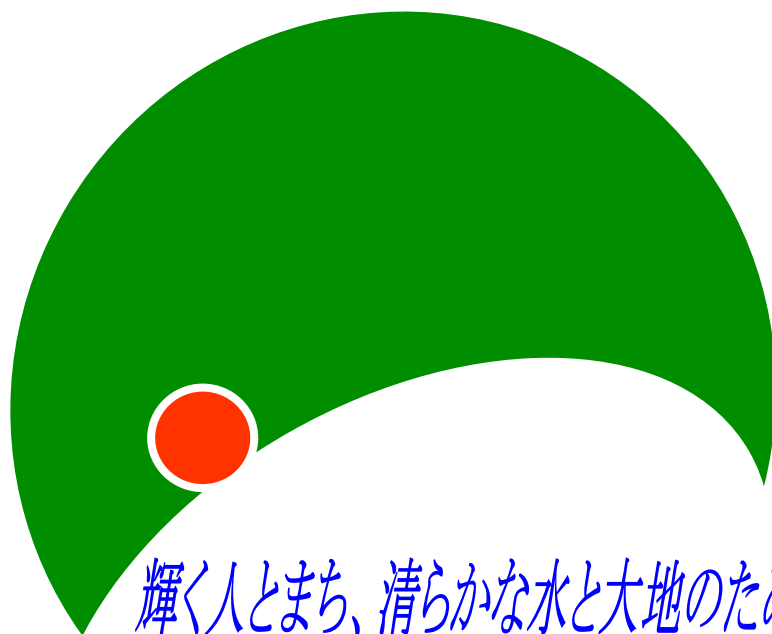


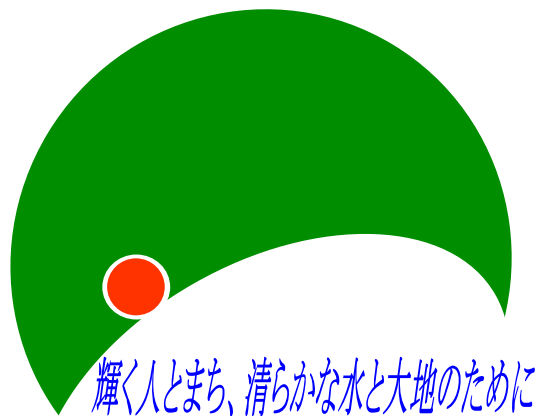
事業概要

令和6年度



広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所

■シンボルマーク



緑の三日月を伏せたような形は、自然豊かな県西部地域を表し、その中に宮島の大鳥居と同じ朱色のマルで「広島県西部厚生環境事務所・保健所」を表現しています。

「輝く人とまち、清らかな水と大地のために」のロゴは、私たちの使命として、地域やそこに暮らす全ての人が生き生きと輝き、豊かな自然や環境が守られ、次の世代へ引き継がれていくようにサポートしていくとの思いを込め、美しい瀬戸内海をイメージした青色の文字で表現しています。

目 次

【第 1 部】

概 況

1	管内の概況	1
	市町別主要指標	2
2	管内図	3
3	行政組織	4
4	沿革	5
5	常設の相談等の実施計画（健康相談日）	6

【第 2 部】

主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	7
2	地域福祉活動対策	7
3	高齢者保健福祉対策	8
4	身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策	8
5	母子・父子・寡婦福祉対策	9
6	児童福祉対策	9
7	医療対策	9
8	災害対策	10
9	地域支援対策	10
10	健康増進・栄養改善対策	11
11	感染症対策	12
12	歯科保健対策	13
13	精神保健福祉対策	13
14	難病対策	14
15	母子保健対策	15
16	食品衛生対策	15
17	生活衛生対策	17
18	薬事対策	17
19	環境保全対策	18
20	廃棄物対策	19
21	試験検査業務	20

【第3部】

資 料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧（その1）	23
管内の状況 一覧（その2）	24

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町・年次別	25
(2) 選択死因別死亡者数	27
(3) 主要死因別標準化死亡比	28
用語の解説等	29

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	30
(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況	30
(3) 圏域地域保健対策協議会の状況	31
(4) 医師臨床研修受入れ状況	31

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	32
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	33
(3) 運営指導等件数	34

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	35
(2) 父子福祉資金の貸付状況	35
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	36
(4) 保育所の状況	36
(5) 認可外保育施設の状況	36

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	37
(2) 立入検査及び使用許可件数	37

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	38
ア 施設数及び指導状況	38
イ 施設別指導状況	38

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況	39
ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数	39
イ 指導件数	39
ウ 相談件数	39
(3) 健康増進事業実施状況	40
ア 健康診査	40
イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導）	40
(4) 健康生活応援店の状況	40
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	41
(6) 受動喫煙の報告状況	42

感染症対策

(1) 感染症発生状況	43
(2) 結核の状況	44
ア 結核患者登録状況	44
イ 結核患者新規登録状況	44
ウ 年齢階級別新規登録患者数	44
エ 結核健康診断の実施状況	45
オ 市町別家庭訪問指導状況	45
(3) 感染症発生に伴う指導状況	46
(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	46
(5) エイズ相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査の状況	46
(6) 健康教育実施状況	47
(7) 肝炎相談件数，肝炎ウイルス検査の実施状況，肝炎治療受給者証の交付状況及び 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況	47
ア 肝炎相談件数	47
イ 肝炎ウイルス検査実施状況	47
ウ 肝炎治療受給者証交付状況	47
エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況	47

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	48
(2) 相談事業の状況	48
(3) 市町指導・支援の状況	48

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	49
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	49

(3) 組織育成支援状況	49
(4) 相談指導実施状況	50
(5) 家庭訪問指導状況	51
(6) 個別事例検討会	52
ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会	52
イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者（措置以外）の退院支援に関する事例検討会	52
ウ その他の事例検討会	52
(7) 普及啓発・人材養成実施状況	53
ア 自殺対策	53
イ その他の精神保健福祉対策	53
(8) 会議開催状況	53

難病対策等

(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	54
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	66
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	67
(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況	67
ア 訪問指導等の状況	67
イ 相談事業の状況	67
(5) 相談事業の実施状況	68
(6) 電話相談及び面接相談等の状況	68
(7) 家庭訪問指導の状況	69
ア 指定難病	69
イ 小児慢性特定疾病	69
(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況	69
(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	69
(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況	69
ア 相談開催回数	69
イ 対象者	69
ウ 連絡協議会等開催状況（研修会実施を含む）	69
(11) アスベスト相談状況	70
ア 相談件数（実受付件数）	70
イ 相談内容	70
(12) 森永ひ素ミルク患者対策	70
ア 相談等状況件数	70

イ 連絡会議等開催状況	70
母子保健対策	
(1) 特定不妊治療費助成（先進医療）の申請状況	71
(2) 特定不妊治療費助成（全額自費診療）の申請状況	71
(3) 不妊検査費等助成の申請状況	71
(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	71
食品衛生対策	
(1) 施設数の状況	72
ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数	72
イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数	73
ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数	74
エ 旧食品関係条例対象施設数	74
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	75
(3) 食品衛生監視指導状況	76
ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況	76
イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況	77
ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況	78
エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況	78
(4) 食品収去検査状況	79
(5) 集団食中毒発生状況	79
生活衛生対策等	
(1) 水道施設の監視状況	80
(2) 狂犬病予防業務の状況	80
薬事対策	
(1) 薬事監視指導状況	81
(2) 毒劇物監視指導状況	81
(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況	82
(4) 医薬品収去検査状況	83
(5) 家庭用品の試買検査状況	83
(6) 献血状況	83
(7) 温泉監視指導状況	83
環境保全対策	
(1) 公害関係特定施設の状況	84
(2) 土壌汚染対策の状況	84
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	84

(4) 公害苦情事案の取扱状況	85
(5) 水質事故事案の取扱状況	85
(6) 大気汚染測定項目（常設）一覧表	85
＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞	86
(7) 環境調査の実施状況	86

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	87
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	87
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	88
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	88
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	89
(6) 産業廃棄物に係る協議等	90

試験検査業務

試験検査の実施状況	91
-----------------	----

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	92
-----------------------------	----

【第1部】概況

1 管内の概況

【**管轄地域**】 当所は、広島県西部に位置し、管内図(P.3)のとおり呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町の5市6町を所管している。なお、健康危機管理等に係る初動体制の確保や監視業務の現地性等を勘案し、広島支所(所在地:広島市中区基町)、呉支所(所在地:呉市西中央一丁目)の2支所が設置されている。

【**面積・地勢・気候**】 管内の面積は2,621.08km²で、県内の約31%を占めている。地勢は、島しょ部・沿岸部・内陸部に分かれ、面積の大部分は林野で占められている。気候は、瀬戸内海沿岸特有の比較的温暖な地帯であるが、北部には一部豪雪地帯も含まれている。また、管内には、平成8年12月に世界遺産に登録された厳島神社を有する日本三景の一つ安芸の宮島を始め、日本一の筆の里として有名な熊野、宮浜等の温泉地や冠山・もみのき森林公園、三段峡、八幡湿原、海水浴場、スキー場などの多彩な観光資源が分布している。

【**人口**】 住民基本台帳による管内の人口(令和6年1月1日現在)は526,782人(R5:533,830人)、世帯数は254,818世帯(R5:255,907世帯)で、人口は減少傾向にある。また、人口は、隣接する広島市のベッドタウンとしての立地条件に恵まれている沿岸部に集中する一方、江田島市や廿日市市宮島町等の島しょ部及び安芸高田市や安芸太田町等の北部地域においては、過疎化が進展している。

【**交通**】 沿岸部にはJR山陽本線・呉線、広島電鉄宮島線が走っている。また、島しょ部の廿日市市宮島町、大竹市阿多田島には定期船が運行されている。道路は国道2号、31号及び54号等をはじめ、広島南道路、広島熊野道路、広島呉道路及び東広島バイパスで周辺地域と結ばれている。沿岸部では朝夕の慢性的な混雑が続くほか、山間部には公共交通機関の利便性の悪い地域が点在している。

【**産業**】 沿岸部においては、瀬戸内海臨海工業地帯を形成する県境の石油コンビナートやマツダ(株)、広島ガス(株)等と、これらに関連した中小の企業が数多く立地しており、近年では大型ショッピングセンターの開業が増えている。内陸部では、従来の農林業に加え、若者の定住を促す新たな産業の発信基地として、工業団地が整備されている。

管内人口の動向

(単位:世帯、人)

区 分	国勢調査 (R2.10.1)		住 民 基 本 台 帳 人 口				
	世 帯 数	人 口	R6.1.1 (A)	R5.1.1 (B)	R4.1.1 (C)	H3.1.1 (D)	増 減 (A)-(B)
呉 市	94,580	214,717	201,747	206,063	210,064	214,266	-4,316
大 竹 市	11,587	26,326	25,320	25,673	25,969	26,235	-353
廿日市市	47,642	114,253	114,387	114,828	115,346	115,629	-441
安芸高田市	11,023	26,463	25,538	26,114	26,749	27,208	-576
江田島市	10,185	21,937	20,118	20,666	21,171	21,630	-548
府 中 町	21,673	51,193	51,948	52,196	52,293	51,445	-248
海 田 町	12,870	29,646	29,921	29,764	29,601	29,430	157
熊 野 町	9,420	22,844	23,278	23,258	23,380	23,487	20
坂 町	5,228	12,592	12,461	12,654	12,753	12,780	-193
安芸太田町	2,588	5,744	5,479	5,647	5,802	5,990	-168
北広島町	7,667	17,778	16,585	16,967	17,332	17,668	-382
合 計	234,463	543,493	526,782	533,830	540,460	545,768	-7,048

※ 住民基本台帳人口は、日本人住民のみの人数を記載

市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面 積 (K㎡)	2,621.08	352.83	78.66	489.49	537.71	100.65	10.41	13.79	33.76	15.69	341.89	646.20
世 帯 数	254,818	102,775	12,479	52,085	12,392	11,120	23,441	13,548	10,595	5,598	2,983	7,802
総 人 口	526,782	201,747	25,320	114,387	25,538	20,118	51,948	29,921	23,278	12,461	5,479	16,585
0～4歳	16,681 (3.2)	5,143 (2.5)	734 (2.9)	4,201 (3.7)	581 (2.3)	366 (1.8)	2,374 (4.6)	1,506 (5.0)	799 (3.4)	485 (3.9)	71 (1.3)	421 (2.5)
5～9歳	20,926 (4.0)	6,812 (3.4)	955 (3.8)	5,301 (4.6)	838 (3.3)	514 (2.6)	2,652 (5.1)	1,590 (5.3)	956 (4.1)	573 (4.6)	157 (2.9)	578 (3.5)
10～14歳	22,785 (4.3)	8,250 (4.1)	1,015 (4.0)	5,437 (4.8)	1,010 (4.0)	588 (2.9)	2,585 (5.0)	1,397 (4.7)	1,060 (4.6)	637 (5.1)	162 (3.0)	644 (3.9)
15～19歳	22,885 (4.3)	8,718 (4.3)	1,029 (4.1)	5,167 (4.5)	1,099 (4.3)	595 (3.0)	2,297 (4.4)	1,331 (4.4)	1,094 (4.7)	649 (5.2)	197 (3.6)	709 (4.3)
20～24歳	22,845 (4.3)	9,292 (4.6)	1,119 (4.4)	4,764 (4.2)	906 (3.5)	697 (3.5)	2,300 (4.4)	1,422 (4.8)	955 (4.1)	597 (4.8)	134 (2.4)	659 (4.0)
25～29歳	21,113 (4.0)	7,718 (3.8)	1,043 (4.1)	4,428 (3.9)	817 (3.2)	603 (3.0)	2,611 (5.0)	1,783 (6.0)	908 (3.9)	553 (4.4)	127 (2.3)	522 (3.1)
30～34歳	22,691 (4.3)	7,796 (3.9)	1,084 (4.3)	5,171 (4.5)	805 (3.2)	702 (3.5)	3,081 (5.9)	1,938 (6.5)	931 (4.0)	502 (4.0)	118 (2.2)	563 (3.4)
35～39歳	26,574 (5.0)	8,903 (4.4)	1,313 (5.2)	6,467 (5.7)	1,023 (4.0)	766 (3.8)	3,386 (6.5)	2,087 (7.0)	1,090 (4.7)	658 (5.3)	201 (3.7)	680 (4.1)
40～44歳	29,502 (5.6)	10,510 (5.2)	1,368 (5.4)	7,039 (6.2)	1,295 (5.1)	964 (4.8)	3,389 (6.5)	1,978 (6.6)	1,239 (5.3)	735 (5.9)	190 (3.5)	795 (4.8)
45～49歳	35,400 (6.7)	13,484 (6.7)	1,519 (6.0)	7,938 (6.9)	1,606 (6.3)	1,109 (5.5)	3,795 (7.3)	2,157 (7.2)	1,553 (6.7)	891 (7.2)	263 (4.8)	1,085 (6.5)
50～54歳	38,807 (7.4)	15,406 (7.6)	1,786 (7.1)	8,169 (7.1)	1,693 (6.6)	1,295 (6.4)	3,940 (7.6)	2,301 (7.7)	1,844 (7.9)	990 (7.9)	311 (5.7)	1,072 (6.5)
55～59歳	33,166 (6.3)	13,002 (6.4)	1,577 (6.2)	7,018 (6.1)	1,498 (5.9)	1,148 (5.7)	3,590 (6.9)	1,805 (6.0)	1,509 (6.5)	757 (6.1)	294 (5.4)	968 (5.8)
60～64歳	31,355 (6.0)	12,301 (6.1)	1,498 (5.9)	6,923 (6.1)	1,596 (6.2)	1,300 (6.5)	3,026 (5.8)	1,441 (4.8)	1,144 (4.9)	669 (5.4)	361 (6.6)	1,096 (6.6)
65～69歳	33,379 (6.3)	12,519 (6.2)	1,734 (6.8)	7,806 (6.8)	2,017 (7.9)	1,584 (7.9)	2,728 (5.3)	1,388 (4.6)	1,276 (5.5)	626 (5.0)	475 (8.7)	1,226 (7.4)
70～74歳	41,843 (7.9)	16,411 (8.1)	2,102 (8.3)	9,090 (7.9)	2,481 (9.7)	2,107 (10.5)	2,953 (5.7)	1,784 (6.0)	1,835 (7.9)	887 (7.1)	577 (10.5)	1,616 (9.7)
75～79歳	40,124 (7.6)	17,020 (8.4)	1,986 (7.8)	7,784 (6.8)	2,206 (8.6)	2,095 (10.4)	2,769 (5.3)	1,591 (5.3)	2,008 (8.6)	860 (6.9)	524 (9.6)	1,281 (7.7)
80歳以上	66,706 (12.7)	28,462 (14.1)	3,458 (13.7)	11,684 (10.2)	4,067 (15.9)	3,685 (18.3)	4,472 (8.6)	2,422 (8.1)	3,077 (13.2)	1,392 (11.2)	1,317 (24.0)	2,670 (16.1)
人 口 密 度	201.0	571.8	321.9	233.7	47.5	199.9	4,990.2	2,169.8	689.5	794.2	16.0	25.7
高 齢 化 率	34.6%	36.9%	36.7%	31.8%	42.2%	47.1%	24.9%	24.0%	35.2%	30.2%	52.8%	41.0%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

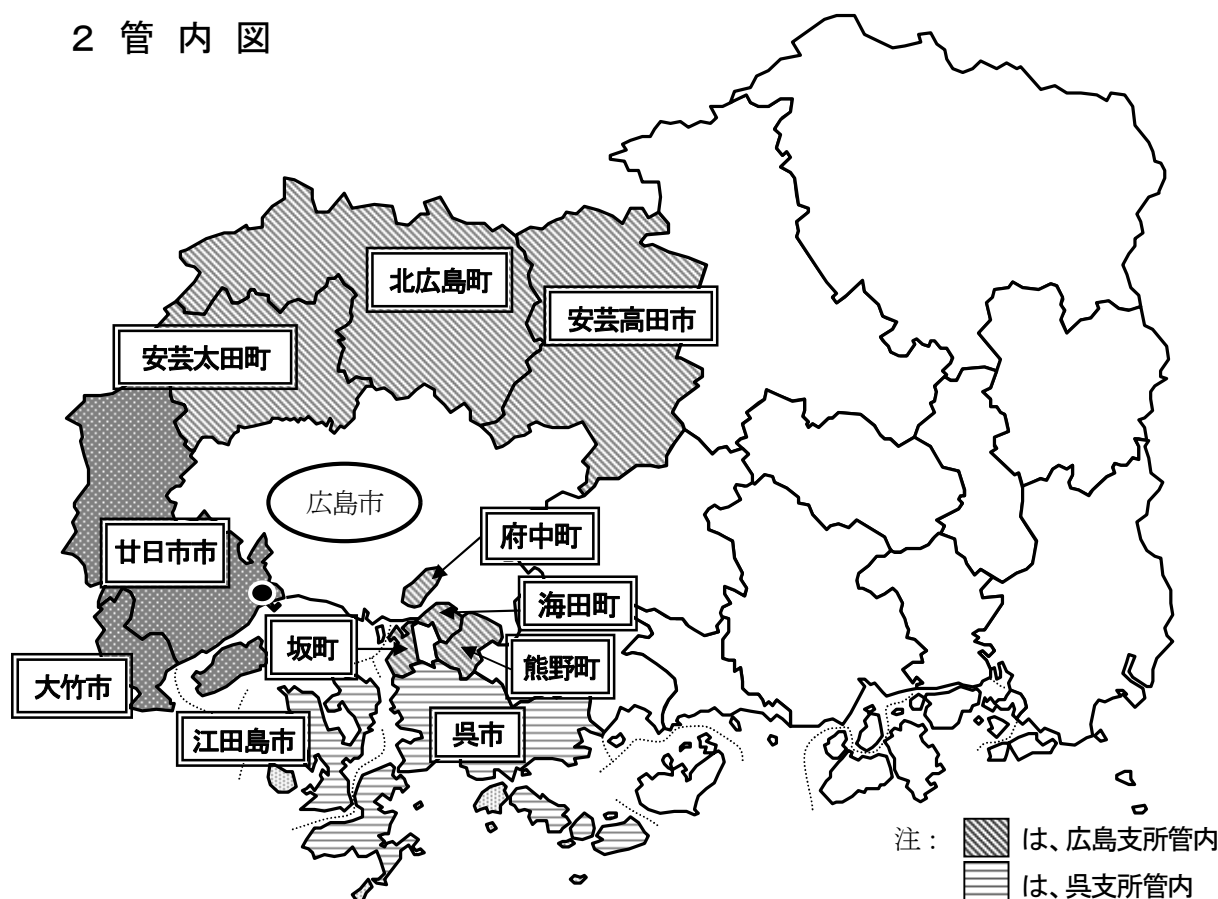
(注2) 面 積…「令和6年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和6年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口／面積

2 管内図



所管業務の概要

1 管内全ての市町を所管する業務

介護保険法、水道法、温泉法等の業務。

ただし、水道法は水道事業(監視指導)業務、温泉法は源泉に係る業務に限る。

なお、上水道事故発生時対応業務に限り、広島市を含む。

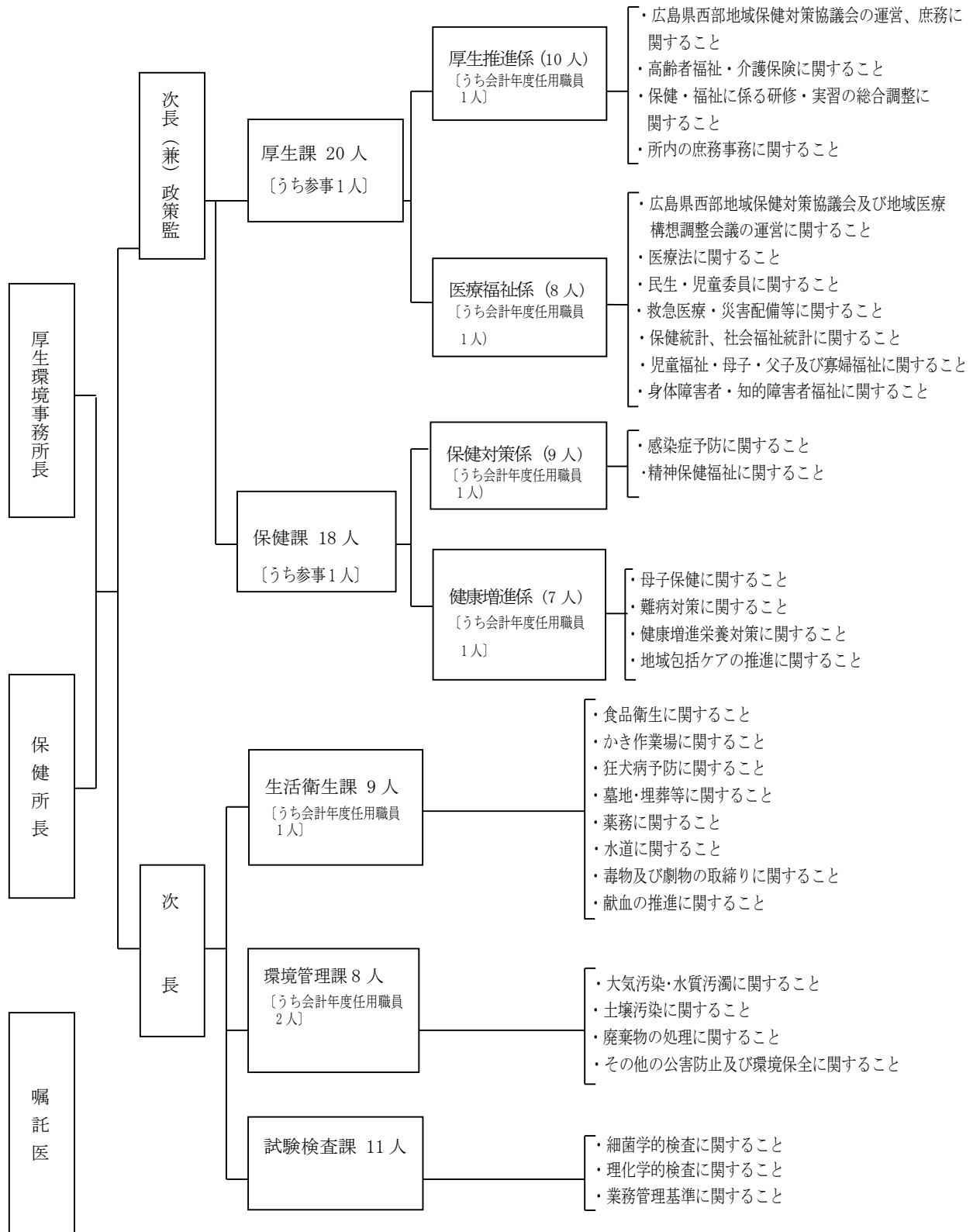
2 管内のうち限られた市町を所管する業務（広島支所、呉支所の所管業務及び権限移譲による市町所管業務を除いたもの）

業 務 \ 市 町	大竹市	廿日市市	府中町	海田町	熊野町	坂 町	安芸太田町
医療、保健、食品衛生、薬事、環境の業務	○	○					
生活衛生(墓地、埋葬)水道(水道事業除く)			○	○	○	○	○
温泉(利用)の業務	○		○	○	○	○	○
母子・父子・寡婦福祉の業務	○	○					
障害者福祉の業務				○	○	○	○
児童福祉の業務	保育所			○	○	○	○

3 試験検査業務

試験検査業務は、所管市町(呉市を除く。)に加えて、西部東厚生環境事務所・保健所(竹原市、東広島市、大崎上島町)、北部厚生環境事務所・保健所(三次市、庄原市)の試験検査業務を含む。

3 行政組織（令和6年4月1日現在）



4 沿革

(旧)廿日市福祉保健センター		(旧)廿日市保健所		管内市町村の変遷			
S17. 7. 1	佐伯郡地方事務所が廿日市町旗の浦に設置される。	S19. 10	佐伯郡廿日市町材木町 309 番地の 1 に開所、佐伯郡陸地部 6 町 21 村を管轄。	S25. 4. 1 S25. 11. 1 S26. 1. 1 S26. 2. 11 S26. 4. 1 S29. 9. 1 S29. 11. 3 S30. 4. 1	大野村が町制を施行し大野町となる。 厳島町が宮島町に改称する。 鹿川村が町制を施行し鹿川町となる。 小方村が町制を施行し小方町となる。 木野村が大竹町に編入される。 大竹町、小方町、玖波町、栗谷村、友和村を廃し大竹市となる。 大柿町、深江村、飛渡瀬村を廃して大柿町となる。		
S26. 10. 1	佐伯郡地方事務所に厚生課が設置され佐伯郡 10 町 22 村（佐伯郡陸地部 8 町 16 村、島しょ部 2 町 6 村）を管轄。	S20. 4. 1	事務長制となる。 8 月～10 月原爆被爆者の救護活動に従事する。				
		S24. 4. 1	医務課、予防課の 2 課制となる				
		S25. 10	廿日市町桜尾 858 の 666 に木造 2 階建の新庁舎が落成し移転する。				
		S26. 4. 1	医務課が総務課に改称される。				
		S31. 4. 1	佐伯郡地方事務所を廃止し、廿日市福祉事務所が設置される。課制施行により社会課及び保護課が設置される。			S33. 4. 1	保健婦が総務課から予防課に移管される。
S35. 4. 1	総務課、公衆衛生課、予防課の 3 課制となる。						
S37.	庁舎を増築する。						
S40. 4. 1	総務課に庶務係、医務係、公衆衛生課に食品衛生係、環境衛生係、予防課に予防保健係、保健婦係を置く。 公衆衛生課が環境衛生課に改称される。						
S42. 4. 1	次長制となる						
S44. 4. 1	廿日市合同庁舎が廿日市町廿日市桂公園南下に完成し、同町旗の浦から廿日市町廿日市 1－3 に移転。	S44. 4. 1	環境衛生課に公害係を置く。				
S48. 4. 1	課の名称変更により児童家庭課が福祉課に変更される。	S45. 4. 1	化学試験室を増築する。				
		S46. 4. 1	試験検査室を置き 3 課 1 室制となる。				
		S47. 4. 1					
		S49. 4. 1	公害係を廃して公害課を置き、4 課 1 室制となる。				
		S51. 4. 1	能美町、沖美町、大柿町の 3 町を呉福祉事務所へ移管 課の名称変更により福祉課を指導課に、保護課を福祉課に変更される。	S53. 4. 1 S54. 12. S56. 1. 3	環境衛生課環境衛生係を環境薬事係に改称する。 新庁舎建設着手に伴い、仮庁舎(廿日市市本町 2－3 旧廿日市給食センター)に移転する。 新庁舎（広島県廿日市第二合同庁舎：廿日市市桜尾二丁目 2－68）が完成し、2 月 5 日に移転する。		
S52. 11. 1	住居表示が廿日市町桜尾本町 11－1 に変更される。						
S56. 4. 1	能美町、沖美町、大柿町の 3 町が呉福祉事務所から移管						
H5. 3. 31	廿日市保健所と統合のため、第二合同庁舎に移転。						
廿日市総合福祉保健センター(廿日市福祉保健センター・廿日市保健所)							
H5. 4. 1	総合的な福祉・保健施策の推進のため地方機関の組織改革が行われ、廿日市保健所と廿日市福祉事務所を統合して廿日市総合福祉保健センター(廿日市福祉保健センター・廿日市保健所)を設置、所在地を廿日市合同庁舎：廿日市市桜尾二丁目 2－68 とする。 福祉保健部と環境部の 2 部制を実施、福祉保健部では総務課に庶務係と地域医務係を設置し、老人保健福祉推進室を新設する。 福祉課に指導係と福祉係を設置し、保健課に予防係と保健婦係を設置。 環境部では、公害課を環境管理課、試験検査室が試験検査課となる。能美町、沖美町、大柿町を呉総合福祉保健センターに移管。			S57. 4. 1 S60. 3. 20 S63. 4. 1	^{さきちよう} 町名を「佐伯町」から「佐伯町」に変更する。 ^{ひきちよう} 五日市町が広島市に編入される。 廿日市町が市制を施行して廿日市市となる。		
H9. 4. 1	地域保健法の全面施行に伴って、福祉保健部では、老人保健福祉推進室が保健福祉推進室に改組され、保健課の予防係及び保健婦係が廃止され、保健対策係及び健康増進係が設置される。						
広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所、海田分室							
H13. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い、地域事務所を設置。廿日市総合福祉センターと海田総合福祉センターが統合され、広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所に名称が変更される。なお、海田総合福祉保健センター管内については、分室が設置される。 可部総合福祉保健センター試験検査課及び東広島総合福祉保健センター試験検査課が廃止され、広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所試験検査課に統合される。						
西部厚生環境事務所・西部保健所、広島支所、呉支所							
H21. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い、専門分野ごとに独立した事務所を設置。広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所が名称変更され、西部厚生環境事務所及び西部保健所（以下「本所」という。）に名称が変更される。 また、芸北地域事務所厚生環境局及び芸北地域保健所並びに広島地域事務所厚生環境局海田分室及び広島地域保健所海田分室が統合され、西部厚生環境事務所及び西部保健所の広島支所（以下「広島支所」という。）となり、呉地域事務所厚生環境局及び呉地域保健所も名称が変更され、西部厚生環境事務所及び西部保健所の呉支所となる。 呉地域事務所厚生環境局試験検査課及び備北地域事務所厚生環境局試験検査課が廃止され、西部厚生環境事務所・保健所試験検査課に統合される。						
H24. 4. 1	広島支所に福祉課が設置され、本所の生活保護業務（府中町分）を移管。本所の福祉課は廃止され、厚生課で生活保護以外の福祉業務を担当することとなる。						
H30. 4. 1	生活衛生課業務のうち、当所のみ担当していた生活衛生関係法令業務（墓地埋葬法を除く）が県庁食品生活衛生課に集約された。						
						H15. 3. 1 H17. 4. 25 H17. 11. 3	佐伯町、吉和村が廿日市市に編入される。 湯来町が広島市に編入される。 大野町、宮島町が廿日市市に編入される。

5 常設の相談等の実施計画(健康相談日)

(令和6年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
エ イ ズ	HIV抗原抗体検査	毎月第3水曜日	9:00～15:00	西部保健所2階相談室	・要予約
梅 毒	梅毒検査	毎月第3水曜日	9:00～15:00	西部保健所2階相談室	
肝 炎	B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	9:00～12:00	西部保健所2階相談室	
精神保健福祉相談	精神科医師による相談	令和6年4月18日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	・要予約
		令和6年5月16日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和6年5月24日(金)	14:00～16:00	大竹市役所	
		令和6年6月20日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和6年7月10日(水)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和6年8月1日(木)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ	
		令和6年9月6日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和6年10月17日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和6年11月7日(木)	14:00～16:00	大竹市役所	
		令和6年11月29日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和6年12月19日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和7年1月15日(水)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ	
		令和7年2月20日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	
		令和7年3月7日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室	

【第2部】 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

関連ページ：30～31

【施策の方向】

地域の保健・医療・福祉の充実を図るため、関係事業の実施、調査等を通じて関係機関との連携を深める。また、保健・医療・福祉サービスの実情に即した人材の確保・養成に努める。

【事業の内容】

(1) 地域保健対策協議会活動

広島西二次保健医療圏域（大竹市、廿日市市）内の保健・医療・福祉の関係団体で構成する「広島県西部地域保健対策協議会」（以下「県西部地対協」という。）において、保健・医療・福祉に関する事項の調査・検討や、関係事業を実施することにより、地域住民の健康の保持・増進及び福祉の向上に努める。

県西部地対協には、「地域ケア」、「公衆衛生・母子保健」及び「保健医療計画推進」の専門部会を設けている。これらの専門部会では、地域包括ケアシステム推進体制の強化・充実、「健康ひろしま21」圏域計画の推進及び地域保健医療計画の推進等について協議するとともに、保健・医療・福祉に関する自主的な活動組織の育成・指導等を行う。

(2) 人材確保及び育成・資質の向上

少子・高齢化の急速な進展等により、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材確保及び養成が大きな課題となっている。これらの状況に対応するため、大学等の養成機関から学生を受け入れ、実習指導を行う。

2 地域福祉活動対策

【施策の方向】

地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会との密接な連携に努める。

民生委員・児童委員数（管内（4市6町）の推移（単位：人）

区 分	委 員 数		
	男	女	計
令和5年度	339	478	817
令和4年度	335	483	818
令和3年度	349	485	834

【施策の方向】

高齢期になっても、健やかに、自分らしく輝き、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる広島県の実現に向け、市町、関係機関等と連携し、「ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者保健福祉対策を計画的・総合的に推進する。

【事業の内容】

(1) 「ひろしま高齢者プラン」の推進

市町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護・福祉サービス体制の着実な推進を支援するとともに、保健・医療・福祉関係団体との調整を図り、市町及び事業者に対して適切な指導を行うなど、「ひろしま高齢者プラン」に基づき保健福祉施策の総合的な推進を図る。

なお、高齢者施策に関する圏域の課題である「介護人材確保」、「入退院時連携方策」及び「感染症・災害発生時の連携体制構築」の3項目について、関係機関と連携した取組を推進する。

(2) 介護サービスの推進

高齢者が、要介護・要支援状態になっても、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを提供する事業者の指定を行うとともに、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図るため、当該事業者に対する運営指導を実施するとともに、必要に応じて監査を実施する。

介護事業所に対する運営指導状況（4市6町）（単位：か所）

区 分	指定居宅サービス事業所	指定介護予防サービス事業所	介護医療院
令和5年度	66	28	
令和4年度	105	67	3
令和3年度	5	2	

4 身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策

【施策の方向】

「すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し策定された「第5次広島県障害者プラン（計画期間：令和6年度～令和11年度の5年間）」に基づき、障害者が地域社会の中で自立した生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、関係機関との密接な連携を図り、障害者支援施策を推進する。

【事業の内容】

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムが円滑に運営されるよう、障害福祉サービス事業者の指定・指導を行う。

5 母子・父子・寡婦福祉対策

関連ページ：35～36

【事業の内容】

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を推進するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。

また、母子・父子・寡婦福祉資金の償還に当たっては、借受者の実情に即した償還指導を行う。

6 児童福祉対策

関連ページ：36

【施策の方向】

次代を担う子供たちがたくましく健やかに生きていく力の育成や、安心して子供を生み育てられる環境整備の推進が重要な課題であることから、県が策定した「ひろしま子供の未来応援プラン（計画期間：令和2年度～令和6年度の5年間）」に基づき、市町等関係機関と連携して、子育て支援施策の推進・充実に努める。

【事業の内容】

保育行政の推進並びに保育所等児童福祉施設における適切な保育サービス等の提供に資するため、保育行政等指導監査を実施する。

7 医療対策

関連ページ：37

【施策の方向】

広島西二次保健医療圏域（大竹市、廿日市市）において、医療提供体制の確保を図る。

【事業の内容】

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、病院、診療所の立入検査を実施し、入院患者等の安全管理、医療従事者の確保、構造設備及び管理について必要な指導を行う。

立入検査の状況（大竹市、廿日市市）（単位：か所）

区 分	立入検査			
	延件数	病 院	診 療 所	歯科診療所
令和5年度	16	13	3	0
令和4年度	14	13	1	0
令和3年度	14	13	1	0

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による自主点検により実施した。

(2) 救急医療対策

軽症の救急患者に対応する初期救急医療は、大竹市が設置する大竹市休日診療所や広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院（以下「厚生連広島総合病院」という。）内の廿日市休日夜間急患センター及び大竹市医師会、佐伯地区医師会、佐伯歯科医師会廿日市支部が実施する在宅当番医制により充実を図る。

初期救急医療では対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を、独立行政法人国立病院機構広島西医療センターと厚生連広島総合病院による病院群輪番制により確保する。

また、二次救急医療施設では対応困難な重症、重篤な患者に係る救急・救命医療に対応する三次救急医療を、厚生連広島総合病院が担っている。こうした救急医療対策の充実を図るため、県西部地対協保健医療計画推進専門部会を中心に協議・検討を行う。

更に、地域住民の救命率の向上に向け、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と搬送機関が密接に連携したメディカルコントロール体制を推進する。

(3) 第8次広島県保健医療計画地域計画の推進

令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とする第8次広島県保健医療計画地域計画を策定し、広島西二次保健医療圏域においては、「在宅医療と介護等の連携体制の構築」、「糖尿病対策」、「救急医療対策」をはじめとする5疾病5事業の対策に取り組むこととしている。

また、広島県地域医療構想の達成に向けて、広島西地域医療構想調整会議等による関係者の協議を促進し、将来のあるべき医療・介護提供体制の実現に向けた意見集約、合意形成に努めていく。

8 災害対策

【事業の内容】

広島県地域防災計画等に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市等の災害救助活動等を支援する。

9 地域支援対策

【施策の方向】

誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの推進など、管内の2市（大竹市、廿日市市）が実施する様々な取組を支援する。

【事業の内容】

県主幹課や関係機関等と連携し、管内の8日常生活圏域のフォローアップ等各種取組を行う。

【施策の方向】

健康寿命の延伸を図るため、望ましい生活習慣の定着や食育の推進に向けた意識啓発・情報提供を行うとともに、関係機関と連携・協働し健康づくりに取り組みやすい環境整備を図る。

また、第4次広島県がん対策推進計画（令和6年3月策定）に基づき、予防と検診・医療と緩和ケア・相談支援・がん登録等、総合的ながん対策をさらに発展させ、隙間のない対策を推進している管内の市（大竹市、廿日市市）の取組を支援する。

【事業の内容】**(1) 健康づくり対策****ア 「健康ひろしま 21（第3次）」計画の推進**

計画の総括目標である健康寿命延伸の実現に向けて、圏域住民の健康づくりの推進を図るため、市など関係機関との協働により、各種施策を実施する。

イ 健康生活応援店の推進

住民の健康づくり活動を支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

(2) がん対策

がんによる死亡率の減少に向けて、広島西二次保健医療圏域において、がん対策推進条例やがん検診受診率向上対策等の普及啓発を図る。

(3) 栄養改善対策**ア 給食施設指導**

管内の給食施設における栄養管理及び衛生管理の充実を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施する。

イ 食品表示法、健康増進法に基づく食品表示指導

栄養成分表示・誇大表示禁止・是正等について業者等への相談指導を行うとともに、県民・市関係者等に対し正しい知識の普及啓発を図る。

ウ 人材育成

市栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士等に対して研修等を行い、人材育成に努める。

(4) 食育推進対策

「食育推進圏域連絡会議」を開催し、地域における食育推進のネットワーク化及び市における食育推進計画の推進を支援する。

(5) アレルギー疾患相談事業

患者や家族の不安を解消し、生活を支援するため、生活や食事について随時相談を行う。

【施策の方向】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、蔓延を防止するよう総合的な対策を迅速かつ的確に実施する。

感染症の発生を予防するとともに、感染症発生時の取り組みとして、医療・保健・福祉等関係機関と連携し、感染拡大防止に向けた対策を強化している。

【事業の内容】

(1) 結核対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核は二類感染症に類型区分され、総合的な対策が実施されることとなった。

管内の新規登録患者数や登録者数は、いずれも横ばい状態であるが、高齢者の割合が高いため、これらの年齢層を中心とした結核対策を推進する。

結核罹患率・有病率の状況（大竹市、廿日市市）

（単位：人、％）

区 分	新規登録患者数	罹 患 率 (人口 10 万対)	活動性結核患者数	有 病 率 (人口 10 万対)
令和 5 年	8	5.6	8	13.4
令和 4 年	5	3.6	5	3.6
令和 3 年	10	7.1	8	5.7

ア 結核対策特別促進事業

(ア) 高齢者福祉施設職員等を対象とした講習会の実施

(イ) 直接服薬支援（DOTS）による服薬支援

(ウ) 高齢者施設へのパンフレット配布による啓発普及

イ 結核接触者健診

新たに患者が発見された場合、接触者に対して結核健康診断等委託医療機関と連携して健診を行い、感染源対策の徹底を図る。

ウ 感染症診査協議会結核部会

定例的に開催し、就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長並びに結核患者の医療費の公費負担に関する審議を行う。

(2) 感染症対策

「広島県感染症危機管理マニュアル」「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」などに基づき、感染症の蔓延等防止対策を講じる。

感染症発生動向調査事業により、医療機関・保健所・県・国で、情報収集・分析の体制が整備され、感染症の発生動向を把握し、効果的な予防に努めている。

また、新型インフルエンザ等新興感染症等の発生に備えて、感染症危機管理委員会等において、関係機関との情報共有を図り、患者発生時の速やかな対応や患者に配慮した危機管理体制等を協議するとともに、地区医師会や関係機関等と連携して、感染拡大防止等の体制整備を目的とした研修を開催している。

(3) エイズ・性感染症対策

エイズ予防対策については、ポスター掲示や管内大学との合同キャンペーン等により、県民に対する普及啓発を図り、相談も常時実施している。

また、HIV 抗原抗体検査・梅毒検査を月 1 回実施し、感染者の早期発見や二次感染の防止を図っている。

(4) 肝炎ウイルス

B 型・C 型肝炎ウイルス検査及び相談事業を月 1 回実施して、感染者の早期発見に努めている。ウイルス性肝炎治療費の一部助成制度の相談・申請受付を行い、早期治療を促している。「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」では、管内各市の肝炎対策担当者と肝炎患者フォローアップ登録情報を共有し、受診勧奨することで重症化予防を図っている。

12 歯科保健対策

関連ページ : 48

【施策の方向】

「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」(平成 23 年 3 月 14 日施行)及び「第 3 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画 (令和 6 年 3 月策定)」に基づき、管内市・関係団体と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する。

【事業の内容】

生涯を通じた口腔の健康づくりのため、80 歳で 20 本の歯を保つ「8020 運動」の推進等を行い、住民の口腔ケアの充実を図る。

また、「健康ひろしま 21 (第 3 次)」計画の推進を図るため、地区歯科衛生連絡協議会 (大竹地区、廿日市地区) と連携し、地域での歯科保健事業を総合的・効果的に推進する。

13 精神保健福祉対策

関連ページ : 49~53

【施策の方向】

精神障害者の適切な医療及び保護を行うとともに、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見」、「社会復帰対策等の充実」を柱に保健、医療、福祉施策の総合的な取り組みを進める。

あわせて、依然深刻な自殺問題については「いのち支える広島プラン (第 3 次広島県自殺対策推進計画)」(令和 5 年 3 月)に基づき、管内の市、関係団体と連携し総合的な自殺対策を推進する。

【事業の内容】

(1) 適切な医療連携

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置制度等の適切な運用を図り、

精神科病院の実地指導、入院者病状審査及び入院状況調査により、人権に配慮した適正な医療及び保護を確保する。

(2) 地域精神保健福祉活動

ア 自殺予防対策推進事業

地域の関係者が自殺の原因となる心の健康問題に関する相談技能を向上させ、自殺のおそれのある者やその周辺の者等への支援ができるよう研修会等を実施する。

イ 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

保健師による家庭訪問指導や精神科医による精神保健福祉相談（思春期相談を含む）を実施し、当事者や家族の支援を行う。

ウ 市への支援

精神障害者への保健福祉施策等が円滑に実施できるよう、必要な協力支援を行う。

(3) 精神障害者地域生活支援事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築を推進する。

14 難病対策

関連ページ：54～70

【施策の方向】

指定難病及び小児慢性特定疾病の患者及び家族の精神的不安や経済的負担軽減を図るため、医療費の公費負担を行うとともに在宅療養を支援する。

【事業の内容】

(1) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成

指定難病 [341 疾患（令和6年4月1日から）]、小児慢性特定疾病 [16 疾患群（令和元年7月から）] の医療費の公費負担を行う。

指定難病・小児慢性特定疾病の医療費助成件数（大竹市、廿日市市）（単位：件）

区 分	指定難病	小児慢性特定疾病	その他
令和5年度	1,337	213	指定難病 338 疾患、小児特定 16 疾患群
令和4年度	1,317	211	指定難病 338 疾患、小児特定 16 疾患群
令和3年度	1,279	221	指定難病 338 疾患、小児特定 16 疾患群

(2) 難病相談等事業

患者や家族の精神的不安の解消や介護等負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉に関する相談会や講演会・交流会を実施する。

(3) 難病患者地域支援事業

在宅難病患者の療養生活の支援を行うため関係機関と連携し、保健師等による相談支援を実施する。

【施策の方向】

地域の母子保健対策を総合的に推進するため、管内の市など関係機関と連携し、より効果的・専門的な支援を実施する。

【事業の内容】

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見・療育を目的として、長期療養児療育相談事業や先天性代謝異常等検査事業を実施し、検査や相談結果等から保護者の不安等を解消するため必要に応じて、管内の市や関係機関と連携して支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業

令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成する国の制度は令和3年度で終了した。

令和4年度から保険適用となった体外受精や顕微授精等の特定不妊治療に併せて行われる先進的な医療等の治療費の一部を県が助成する。また、助成対象として、令和5年度からは、先進医療等の活用によって治療費の全額が自己負担となった方を追加する。

不妊治療費助成申請件数（大竹市、廿日市市）（単位：件、人）

区 分	延件数	実人員
令和5年度	66	46
令和4年度	36	25
令和3年度	192	117

(3) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

妊娠・出産に伴うリスクが低く、出産に至る確率の高い、若い年齢を対象として、早期に適切な治療の開始を促すため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療に要する費用の一部を助成する。

不妊検査・一般不妊治療費助成申請件数（大竹市、廿日市市）（単位：件）

区 分	件 数
令和5年度	26
令和4年度	26
令和3年度	40

【施策の方向】

食中毒など、食品による危害の発生を未然に防止するため、食品製造・加工施設をはじめ集団給食施設や大規模旅館等の大量調理施設の監視指導を行うとともに、管内で製造された食品や流通している食品の収去検査を実施し、不良食品の排除に努める。

また、食品衛生協会と協力して、食品事業者の自主衛生管理体制の確立を推進する。

県内の集団食中毒^(※)の発生状況

(単位：件、人)

区 分	管内（大竹市、廿日市市）		県全体	
	事件数	有症者数	事件数	有症者数
令和5年度	2	32	12	320
令和4年度	0	0	9	126
令和3年度	1	11	6	158

(※) 集団食中毒：有症者数が6名以上の食中毒

【事業の内容】

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

施設等への立入調査を実施し、衛生管理状況等について監視指導を行うとともに、HACCPに沿った自主衛生管理体制の維持・整備について指導・助言等を行う。

また、食品による事故の未然防止、不良食品の排除を行うため、製品収去検査を実施する。

イ 飲食店及び集団給食施設等

衛生講習会を実施して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施する。

観光地宮島について、毎年、国内外から訪れる多くの観光客への衛生確保対策として、参道沿いの飲食店、旅館、土産物店等の集中監視を行う。

ウ かき処理施設（旧かき作業場）

本県の特産品として全国に出荷しているかきの衛生確保を図るため、当所管内にあるかき処理施設に対して、かきシーズン前の衛生講習会、重点的な監視指導及び収去検査を実施する。

また、かき処理施設の営業者に対しては、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着について支援する。

エ 広島サミット食品監視指導

令和5年5月に開催される広島サミット開催に向けて、各国首脳等に提供される食品の安全を確保し、食中毒等の食品事故の発生を防止するため、宿泊施設、弁当製造施設等の監視指導、食品の検査等を行う。

対象施設及び監視施設数等（令和5年4～5月実施）

区 分	対象施設数	監視指導 延施設数	ATP 検査実施 延施設数	収去検査実施 延施設数
宿泊施設	17	26	19	5
弁当製造施設	3	3	3	0
食品関係施設	51	28	1	—
計	71	57	23	5

(2) 自主衛生管理体制の確立

ア 廿日市食品衛生協会の円滑な事業運営及び食品衛生指導員活動の活性化等を助言・指導し、食品事業者の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

イ 管内の食品事業者に、HACCPに沿った衛生管理体制の導入について指導する。

【施策の方向】

水道事業に関しては、管内の水道事業及び専用水道等の施設設備の維持管理状況等について監視指導を行うことで、衛生的な水の安定供給に努める。また、河川等の水源及び水道施設への有害物の流入等による水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図る。

生活衛生営業については、事務移譲していない市町における、墓地や納骨堂の経営許可等に関する業務を行っている（改葬を除く）。

【施策の方向】

医薬品等の安全性の確保や、毒物劇物による危害防止を図るため、薬局や毒物劇物製造施設等の監視指導を行う。また、血液製剤の需要増加に対応できるよう、献血の推進に努める。

【事業の内容】**(1) 薬局・医薬品販売業の監視指導**

医薬品等の安全性、有効性の確保を図るため、薬局・医薬品販売業における医薬品等の管理状況、医薬品の広告物等について監視指導するとともに、不良医薬品を排除するため医薬品の収去検査を実施する。

また、薬局における安全管理体制の整備を指導するとともに、医薬品の適正使用について普及啓発を図る。

(2) 毒物劇物営業施設等の監視指導

毒物劇物による危害防止を図るため、毒物劇物製造業・販売業におけるその取扱い及び保管管理等について監視指導を行う。

(3) 麻薬・覚醒剤等の監視指導

薬局及び病院等における麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の譲渡・保管等について監視指導を行う。

また、自生けしを撲滅するため、開花期に関係市・住民の協力を得て除去に努める。

(4) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い、血液製剤の使用量が年々増加していることから、その需要に対応するとともに、安全性の高い血液製剤を供給するため 400mL 献血や成分献血の推進を図る。

また、献血思想の普及に努める。

(5) 温泉の監視指導

温泉は、療養・保養及び休養の場として見直され、その需要が増大してきている。管内には多くの温泉地があり、この温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設における利用方法、掲示等について監視指導を行う。

【施策の方向】

環境の悪化を未然に防止し、安全で安心できる快適な生活が送れるように、大気・水質環境の保全対策、ダイオキシン類対策、土壌汚染対策、地球温暖化対策及びオゾン層の保護等、環境保全対策を推進する。



【事業の内容】

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

大気汚染状況を監視し、硫黄酸化物、光化学オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは大気汚染緊急時の措置として、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、関係企業に協力を求める。

また、CO₂（二酸化炭素）削減やフロン類排出抑制対策等に取り組み、地球の温暖化防止及びオゾン層の保護対策を推進する。

大気関係立入検査事業所数（大竹市、廿日市市）（単位：事業所）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
大気関係立入検査事業所数	127	45	20



光化学オキシダントに係る緊急時発令状況（単位：件）

区 分	発令区分	大竹地区	廿日市地区 (吉和除く)	芸北地区 (吉和含む)
令和5年度	情報	0	0	0
	注意報	0	0	0
令和4年度	情報	0	0	0
	注意報	0	0	0
令和3年度	情報	1	0	0
	注意報	0	0	0

(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

生活排水による汚濁を防止するため、関係市と連携し浄化槽の適正管理、設置を推進する。

水質汚染事故が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応し被害拡大防止を図る。

水質関係立入検査事業所数（大竹市、廿日市市）（単位：事業所）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
水質関係立入検査事業所数	89	82	61



(3) 土壌汚染防止・化学物質対策

土壌に係る環境汚染を防止するため、有害物質を使用等する事業者に対し土壌汚染対策の推進を図る。

ダイオキシン類の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。



土地の形質変更に係る届出・報告件数

(単位：件)

区 分	土壌汚染対策法による形質変更届出件数	広島県生活環境の保全等に関する条例による土地履歴調査結果報告件数
令和5年度	42	1
令和4年度	48	4
令和3年度	54	3

ダイオキシン類関係立入検査事業所数（大竹市、廿日市市）（単位：事業所）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
ダイオキシン類関係立入検査事業所数	8	3	5

(4) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市など関係機関と連携し取り組む。

公害苦情事案件数（大竹市、廿日市市）

(単位：件)

区分	ばい煙	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他	計
令和5年度	0	1	2	0	10	1	0	14
令和4年度	1	1	4	0	10	0	0	16
令和3年度	0	1	1	1	9	1	0	13

(5) 啓発・環境学習

県民一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方などに対する理解と認識を深め、それを実践できるよう環境保全に関する普及啓発を行う。

20 廃棄物対策

関連ページ：87～90

【施策の方向】

廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル及び適正処理を図るため、廃棄物対策を推進するとともに、廃棄物の不法投棄防止対策に取り組む。



【事業の内容】

(1) 一般廃棄物対策

管内のごみ処理施設、し尿処理施設及び浄化槽が適正に維持管理されるよう、監視指導権限を移譲した市に対しフォローアップを行う。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物排出事業所及び自動車リサイクル法登録・許可業者等の立入検査を実施するとともに、不法投棄監視のための陸からのランドパトロール、海からのシーパトロール及び空からのスカイパトロール等を行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努め、排出抑制、資源化リサイクル等の推進、廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、保管事業者に対し、適正保管及び適正処理を指導する。

また、廃棄物の不法投棄防止対策については、西部厚生環境事務所広島支所とともに、双方の管内の市町、警察署及び海上保安部等の関係機関と県の関係機関により「広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置しており、関係機関が連携し一体となった対策を実施する。

産業廃棄物関係立入検査等の状況（大竹市、廿日市市）（単位：事業所、回）

区 分	産業廃棄物処理業 立入事業所数	自動車リサイクル法 立入検査事業所数	不法投棄等 パトロール回数
令和5年度	66	0	4
令和4年度	67	1	4
令和3年度	63	1	5

産業廃棄物処理業許可状況（大竹市、廿日市市）（単位：事業者）

区 分	産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 処分業
令和5年度	173	32	21	1
令和4年度	173	33	21	1
令和3年度	171	32	22	1

21 試験検査業務

関連ページ：91

【事業の内容】

食品衛生、環境保全対策等に係る行政検査、食中毒、苦情事案及び感染症等の危機管理検査、権限移譲に伴う受託検査について、細菌学的検査と理化学的検査を実施する。

また、衛生検査所の立入検査に同行し、検査を実施する。

(1) 行政検査

ア 食品衛生対策においては、食品等の成分規格や食品添加物、輸入食品等の指定外添加物、農産物中の残留農薬、衛生規範に基づく細菌等の検査を実施する。

食品衛生関係の検査状況 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
成分規格（かきを含む）	277	267	236
食 品 添 加 物	77	77	60
輸入食品（指定外添加物）	10	10	10
残 留 農 薬	16	16	12
指導基準（又は衛生規範※）	110	135	45

※衛生規範は令和 3 年 6 月 1 日付で廃止されたため、広島県では微生物検査指導基準を定めて検査を実施している。

イ 環境保全対策においては、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場排水の検査を実施する。

環境保全関係の検査状況 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
工 場・事 業 場	562	550	440

ウ 産業廃棄物対策においては、埋立地や産業廃棄物処理場の排水等の検査を実施する。

産業廃棄物関係の検査状況 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
産 業 廃 棄 物	158	165	159

(2) 危機管理対応検査

ア 食中毒事案等の発生時は、検食及び有症者便等について、食中毒起因菌検索を行い原因究明に必要な検査を実施する。

食中毒事案の検査状況 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
食 中 毒	101	65	62

イ 感染症事案の発生時は、感染拡大防止のため有症者及び接触者の検便を速やかに実施する。

感染症事案の検査状況 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
感 染 症	42	218	103

ウ 水道水源汚染事案、河川の汚染事案、産業廃棄物関係事案及び工場・事業場排水関係事案対応の検査を実施する。

水質事案の検査状況 (単位：件)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
水道水源汚染事案	0	0	0
河川の汚染事案	1	0	1
産業廃棄物関係事案	0	1	2
工場排水関係事案	0	0	1

(3) 受託検査

水質汚濁防止法の権限移譲に伴い三次市及び庄原市から委託を受け、工場・事業場排水の検査を実施する。

受託検査の状況

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
三 次 市	66	69	66
庄 原 市	60	64	60

(4) 衛生検査所の立入検査

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号）第20条の5の規定に基づく衛生検査所への立入検査に同行し、「衛生検査所立入検査実施要綱（厚生労働省）」により実施する。

立入検査の実施状況

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
西部保健所広島支所管内	1	1	－
西部東保健所管内	2	2	－
北部保健所管内	2	2	－

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査を中止した。

【第3部】 資 料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧(その1)

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	広 島 市	備 考
(※)保 育 所 公 立	5						1	1	-	3			
(※) 私 立	11						6	3	2	-			
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-												
(※)児 童 館	3						2	-	-	1			
(※)児 童 遊 園	-												
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-												
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	15	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1		
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	330	29	111	40	27	30	30	18	14	9	22		令和6年4月1日現在
介 護 医 療 院	7	1	2	1	-	-	1	-	-	1	1		
病 院	13	3	10										
一 般 診 療 所	122	26	96										
歯 科 診 療 所	71	14	57										
歯 科 技 工 所 数	28	6	22										
助 産 所	5	1	4										
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	53	10	43									
	柔道整復師法関係	49	10	39									
衛 生 検 査 所	-												
給 食 施 設 数	114	18	96										
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	812	144	668										
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	940	135	805										
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	1,081	190	891										
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	109	22	87										
犬 の 登 録 頭 数	7,561	1,457	6,104										
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-												
(※)上 水 道 事 業	6	1	-	1	1	-	1	1	-	-	1	-	
簡 易 水 道 事 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
(※)専 用 水 道	9					-	-	2	-	7			
薬 局	76	20	56										
店 舗 販 売 業	31	9	22										
卸 売 販 売 業	6	1	5										
既 存 薬 種 商 等	-	-	-										

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

管内の状況 一覧(その2)

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	広 島 市	備 考
特 例 販 売 業	-	-	-										
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	62	18	44										
管理医療機器販売業・貸与業	278	67	211										
麻 薬 取 扱 者	425	89	336										
(※)温 泉 利 用 施 設	9	-	/	/	/	-	-	-	1	8	/	/	
ば い 煙 発 生 施 設	260	98	162										
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	8	6	2										
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	16	9	7										
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	39	19	20										
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-	-	-										
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	85	46	39										
水 銀 排 出 施 設	14	11	3										
ダイオキシン関係特定施設	18	10	8										
水質汚濁関係特定事業場	465	74	391										
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	19	2	17										
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	46	6	40										
汚 染 土 壌 処 理 業	-	-	-										
(※)ごみ処理施設 焼却施設	-	/	/										
(※) R D F施設	-	/	/										
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-	/	/										
(※)一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-	/	/										
(※)し 尿 処 理 施 設	-	/	/										
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	195	43	152										特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	12	2	10										
産 業 廃 棄 物 処 分 業	33	8	25										特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	4	-	4										
中間処理施設	31	8	23										
最終処分場	2	-	2										
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	24	12	12										
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-	-	-										
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	32	11	21										
自動車リサイクル 引取業者	21	-	21										
フロン類 回収業者	6	-	6										
解体業者	2	-	2										
破砕業者	1	-	1										

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町・年次別

区 分			人 口	出 生 児 数 (人)					死 亡 者 数 (人)							
				総 数	男	女	率 (人口千対)	(内) 低 体 重 児		総 数	男	女	率 (人口千対)	(内) 乳 児 列		
								総 数	出生に占める割合(%)					総 数	率 (出生千対)	(内) 新 生 児
広 島 県	2年	2,794,862	19,606	10,104	9,502	7.0	1,829	9.3	30,244	15,258	14,986	10.8	30	1.5	13	
	3年	2,779,314	18,636	9,540	9,096	6.7	1,855	10.0	31,774	15,903	15,871	11.4	29	1.6	11	
	4年	2,759,702	17,903	9,195	8,708	6.5	1,753	9.8	34,940	17,515	17,425	12.7	17	0.9	6	
管内総数	2年	543,430	3,415	1,760	1,655	6.3	313	9.2	7,133	3,516	3,617	13.1	234	68.6	3	
	3年	537,611	3,248	1,642	1,606	6.0	305	9.4	7,404	3,747	3,657	13.8	3	0.9	2	
	4年	531,069	3,250	1,661	1,589	6.1	331	10.2	7,965	3,913	4,052	15.0	3	0.9	2	
呉 市	2年	213,640	1,198	611	587	5.6	131	10.9	3,154	1,559	1,595	14.8	4	3.3	2	
	3年	210,229	1,020	516	504	4.9	105	10.3	3,298	1,648	1,650	15.7	1	1.0	1	
	4年	205,888	1,036	522	514	5.0	109	10.5	3,441	1,693	1,748	16.7	2	1.9	2	
大 竹 市	2年	26,521	167	81	86	6.3	16	9.6	343	171	172	12.9	1	6.0	1	
	3年	26,035	135	69	66	5.2	12	8.9	379	195	184	14.6				
	4年	25,803	152	79	73	5.9	18	11.8	360	173	187	14.0				
廿 日 市 市	2年	114,692	751	398	353	6.5	57	7.6	1,212	614	598	10.6	1	1.3		
	3年	113,929	793	426	367	7.0	74	9.3	1,204	626	578	10.6	2	2.5	1	
	4年	113,497	739	376	363	6.5	66	8.9	1,326	666	660	11.7				
安芸高田市	2年	27,332	112	62	50	4.1	6	5.4	473	237	236	17.3				
	3年	26,055	106	52	54	4.1	9	8.5	515	248	267	19.8				
	4年	25,406	106	54	52	4.2	15	14.2	551	251	300	21.7				
江 田 島 市	2年	21,659	75	40	35	3.5	5	6.7	453	206	247	20.9				
	3年	21,337	86	41	45	4.0	8	9.3	445	221	224	20.9				
	4年	20,931	68	35	33	3.2	8	11.8	485	231	254	23.2				
府 中 町	2年	51,022	499	257	242	9.8	55	11.0	417	210	207	8.2				
	3年	52,033	480	228	252	9.2	41	8.5	417	209	208	8.0				
	4年	52,086	491	245	246	9.4	48	9.8	513	256	257	9.8	1	2.0		
海 田 町	2年	29,669	300	140	160	10.1	17	5.7	222	114	108	7.5				
	3年	29,852	302	167	135	10.1	29	9.6	251	135	116	8.4				
	4年	29,977	333	173	160	11.1	39	11.7	309	155	154	10.3				
熊 野 町	2年	22,816	126	69	57	5.5	11	8.7	263	134	129	11.5				
	3年	22,705	119	52	67	5.2	8	6.7	290	154	136	12.8				
	4年	22,519	123	69	54	5.5	10	8.1	327	175	152	14.5				
坂 町	2年	12,632	97	52	45	7.7	8	8.2	161	82	79	12.7				
	3年	12,517	96	43	53	7.7	8	8.3	154	84	70	12.3				
	4年	12,499	106	51	55	8.5	10	9.4	160	79	81	12.8				
安芸太田町	2年	5,699	16	10	6	2.8	1	6.3	135	62	73	23.7				
	3年	5,550	17	7	10	3.1	4	23.5	131	67	64	23.6				
	4年	5,410	12	9	3	2.2	1	8.3	154	74	80	28.5				
北広島町	2年	17,748	74	40	34	4.2	6	8.1	300	127	173	16.9	228.4	3,086.8		
	3年	17,369	94	41	53	5.4	7	7.4	320	160	160	18.4				
	4年	17,053	84	48	36	4.9	7	8.3	339	160	179	19.9				

(注) 令和2年～令和4年:広島県人口動態統計年報による。ただし、広島県の人口については、当年の10月1日の推計人口による。

) 亡 主 児 死 亡	死 産 胎 数 (胎)				周 産 期 死 亡 数 (人)				婚 姻 件 数		離 婚 件 数		区 分		
	率 (出生千対)	総 数	自 然	人 工	率 (出産千対)	総 数	妊婦満22週 以後の死産	早期新生児 死亡	率 (出産千対)	総 数	率 (人口千対)	総 数			率 (人口千対)
0.7	388	200	188	19.4	62	52	10	3.2	11,765	4.2	4,233	1.5	2年	広 島 県	
0.6	356	181	175	18.7	60	51	9	3.2	11,116	4.0	4,017	1.4	3年		
0.3	313	167	146	17.2	56	50	6	3.1	10,883	3.9	3,962	1.4	4年		
0.9	102	37	65	29.1	20	10	10	6.0	2,116	3.9	767	1.4	2年	管内総数	
0.6	70	33	37	21.1	15	14	1	4.6	1,943	3.6	704	1.3	3年		
0.6	61	34	27	18.4	10	8	2	3.1	1,904	3.6	768	1.4	4年		
1.7	28	15	13	22.8	4	2	2	3.3	816	3.8	289	1.4	2年	呉 市	
1.0	30	12	18	28.6	6	6		5.8	742	3.5	289	1.4	3年		
1.9	18	6	12	17.1	3	1	2	2.9	670	3.3	286	1.4	4年		
6.0	4	3	1	23.4	2	1	1	11.9	110	4.1	31	1.2	2年	大 竹 市	
	4	2	2	28.8	1	1		7.4	73	2.8	24	0.9	3年		
	1	1		6.5	1	1		6.5	102	4.0	37	1.4	4年		
	12	6	6	15.7	3	3		4.0	413	3.6	156	1.4	2年	廿日市市	
1.3	11	6	5	13.7	4	3	1	5.0	380	3.3	152	1.3	3年		
	16	10	6	21.2	1	1		1.4	395	3.5	164	1.4	4年		
	20	2	17.9	150.6	1	1		8.8	86	3.1	43	1.6	2年	安芸高田市	
	4	2	2	36.4					73	2.8	42	1.6	3年		
	6	5	1	53.6	1	1		9.3	70	2.8	39	1.5	4年		
	2	1	1	26.0					79	36.0	36	1.7	2年	江 田 島 市	
	1		1	11.5					61	36.0	22	1.0	3年		
	2	1	1	28.6					63	3.0	22	1.1	4年		
	5	3	2	9.9	6	2	4.0	12.0	254	5.0	68	1.3	2年	府 中 町	
	8	5	3	16.4	1	1		2.1	249	4.8	64	1.2	3年		
	10	6	4	20.0	1	1		2.0	245	4.7	67	1.3	4年		
	26	6	20.0	79.8	4	1	3.3	14.4	171	5.8	59	2.0	2年	海 田 町	
	6	4	2	19.5	1	1		3.3	190	6.4	39	1.3	3年		
	4	3	1	11.9	1	1		3.0	183	6.1	48	1.6	4年		
	4		4	30.8					52	2.3	48	2.1	2年	熊 野 町	
	3	2	1	24.6	2	2		16.5	67	3.0	32	1.4	3年		
	2		2	16.0					62	2.8	47	2.1	4年		
	1	1		10.2					57	4.5	14	1.1	2年	坂 町	
	3		3	30.3					48	3.8	18	1.4	3年		
									50	4.0	22	1.8	4年		
									10	1.8	3	0.5	2年	安芸太田町	
									7	1.3	5	0.9	3年		
	1	1		76.9	1	1		76.9	12	2.2	6	1.1	4年		
									68	3.8	20	1.1	2年	北広島町	
									53	3.1	17	1.0	3年		
	1	1		11.8	1	1		11.8	52	3.0	30	1.8	4年		

(2) 選択死因別死亡者数

(単位:人)

選択死因分類コード			Se01	Se02	Se14	Se15	Se16	Se21	Se25	Se26	Se27	Se28	Se29	Se30	Se31	Se32	Se34		選択死因分類コード
死因分類コード			01200	02100	04100	09100	09200	09300	09400	10200	10400	10500	11300	14200	18100	20100	20200		死因分類コード
選択死因分類		総数	結核	悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患	(高心疾患 高血圧性を除く)	脳血管疾患	大動脈瘤及び び離	肺炎	慢性閉塞性 肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他	選択死因分類
広島県	2年	30,244	48	8,111	295	200	5,036	2,138	362	1,569	371	23	399	664	2,898	824	401	6,905	2年
	3年	31,774	34	8,320	357	210	5,329	2,196	394	1,580	394	16	402	678	3,211	787	480	7,386	3年
	4年	34,940	35	8,345	381	239	5,725	2,351	420	1,628	354	22	378	688	3,862	1,008	469	9,035	4年
管内	2年	7,132	15	1,792	67	46	1,167	529	83	384	76	7	91	151	767	186	81	1,690	2年
	3年	7,404	11	1,896	84	44	1,252	507	115	397	88	3	89	148	791	175	83	1,721	3年
	4年	7,965	6	1,910	69	44	1,265	514	106	350	84	6	85	136	985	221	99	2,085	4年
呉市	2年	3,154	4	770	24	19	516	229	35	176	32	1	42	70	343	90	42	761	2年
	3年	3,298	6	798	36	23	568	222	45	172	49	3	41	68	325	85	31	826	3年
	4年	3,441	2	817	23	21	507	207	39	159	34		34	53	408	118	48	971	4年
大竹市	2年	343	1	86	5	8	61	26	6	23	8		2	9	25	8	2	73	2年
	3年	379	2	104	8	1	54	22	5	31	1		3	8	52	6	4	78	3年
	4年	360	1	82		4	49	22	3	29	3		4	4	60	4	4	91	4年
廿日市市	2年	1,212	6	309	13	2	185	82	18	84	14	2	13	26	140	27	15	276	2年
	3年	1,204		330	14	7	188	75	28	85	11		10	19	149	22	12	254	3年
	4年	1,326	1	324	12	3	226	80	22	71	11	4	11	26	178	37	19	301	4年
安芸高田市	2年	473	2	111	5	4	75	34	3	24	4		4	7	72	14	2	112	2年
	3年	515		118	3		74	29	7	31	3		11	15	89	11	10	114	3年
	4年	551	1	115	2	4	115	37	3	15	4	1	5	12	98	9	7	123	4年
江田島市	2年	452	1	120	1	7	93	41	8	23	6	2	6	11	26	10	2	95	2年
	3年	445		135	5	6	71	37	5	16	6		7	4	28	16	6	103	3年
	4年	485		132	11	4	68	42	3	12	11		8	4	30	19	1	140	4年
府中町	2年	417		120	1		61	31	6	14	3		6	6	44	9	4	112	2年
	3年	417		123	4		82	30	6	21	3		4	12	31	8	4	89	3年
	4年	513		137	7	3	92	38	11	10	3	1	7	8	49	11	5	131	4年
海田町	2年	222		58	5		38	12	1	11	2	1	3	3	25	5	6	52	2年
	3年	251		67	3	2	54	16	4	7	1		4	2	17	2	6	66	3年
	4年	309		76	4	1	60	16	3	9	4		3	4	38	4	7	80	4年
熊野町	2年	263		72	4	1	42	18	2	12	4		4	9	20	5	6	64	2年
	3年	290		81	3		55	26	4	7	1		4	7	27	5	3	67	3年
	4年	327	1	84	3	2	49	22	10	17	3		5	5	35	6	1	84	4年
坂町	2年	161	1	43	4	1	22	19		5	1		4	4	20	3		34	2年
	3年	154	1	48	1	1	26	4	3	8	6		1	5	11	3	2	34	3年
	4年	160		43	1		27	13	2	3	1		2	3	16	1	3	45	4年
安芸太田町	2年	135		33	3		18	10		2	1		4	1	16	6	1	40	2年
	3年	131		32	2	1	16	16	2	3	4		2	4	18	4	1	26	3年
	4年	154		35			24	10	5	8	4			6	23	4	1	34	4年
北広島町	2年	300		70	2	4	56	27	4	10	1	1	3	5	36	9	1	71	2年
	3年	320	2	60	5	3	64	30	6	16	3		2	4	44	13	4	64	3年
	4年	339		65	6	2	48	27	5	17	6		6	11	50	8	3	85	4年

(注) 令和2年～令和4年:広島県人口動態統計年報による。

(3) 主要死因別標準化死亡比

区 分	総数	Se01 結核	Se02 悪性 新生物	Se14 糖尿病	Se15 高血 圧性疾 患	Se16 心疾 患	Se21 脳血 患疾 患	Se25 大動 脈瘤 及び 解離	Se26 肺炎	Se27 慢性 閉塞 性肺 疾患	Se28 喘息	Se29 肝疾 患	Se30 腎不 全	Se31 老衰	Se32 不慮 の事 故	Se34 自殺	区 分
広島県	101.6	88.9	98.9	105.2	90.5	107.6	95.8	91.6	103.5	101.4	90.4	96.7	112.6	104.8	109.5	96.1	広島県
呉市	106.5	108.6	99.3	100.1	118.5	110.6	102.6	95.7	113.4	109.1	90.5	98.3	146.0	104.5	133.1	101.1	呉市
大竹市	96.7	102.7	99.3	97.0	119.3	100.8	66.1	60.3	116.8	87.4	46.4	95.2	92.9	71.7	81.9	77.6	大竹市
廿日市市	93.1	62.6	89.5	103.4	69.3	93.7	85.4	80.0	91.3	90.9	97.1	104.1	103.6	113.5	76.9	81.8	廿日市市
安芸高田市	103.9	74.6	87.9	53.9	81.0	114.1	118.0	76.5	121.9	83.4	34.3	94.4	70.0	144.2	135.5	129.3	安芸高田市
江田島市	114.7	59.5	115.8	145.3	171.3	125.4	120.6	107.7	85.0	120.0	81.9	109.2	110.5	88.9	111.0	114.7	江田島市
府中町	95.3	205.0	94.7	68.6	43.2	105.7	78.5	96.9	90.0	66.9	153.5	104.1	79.4	81.3	91.3	94.2	府中町
海田町	95.0	110.9	96.8	135.2	95.0	105.3	88.5	120.2	78.6	125.1	144.2	68.0	95.1	84.0	125.5	65.1	海田町
熊野町	95.5	98.4	96.6	120.0	85.0	106.1	86.6	101.4	79.5	62.8	130.2	138.9	112.0	76.8	138.2	70.3	熊野町
坂町	103.4	—	109.4	80.2	129.4	110.7	100.5	130.0	92.6	178.3	0.0	45.8	121.4	67.0	159.2	114.4	坂町
安芸太田町	102.2	79.0	104.4	192.4	119.2	87.9	101.7	100.7	90.1	88.8	0.0	127.0	131.0	116.1	186.8	137.6	安芸太田町
北広島町	105.5	112.9	86.2	203.7	56.6	114.4	117.6	89.1	120.2	84.7	52.1	134.8	124.9	127.5	110.5	182.6	北広島町

(注) 平成27年～令和元年 標準化死亡比による。

用語の解説等

1 この資料は、令和2年から令和4年の人口静・動態統計等を取りまとめたものである。

2 用語の解説

自 然 増 加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死 産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において、心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自 然 死 産 と 人 工 死 産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 （1）胎児を出生させることを目的とした場合 （2）母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周 産 期 死 亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚 姻	人口動態でいう婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選 択 死 因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主 要 死 因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

3 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$(2) \text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$(3) \text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。}$$

$$(4) \text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋生後1週未満の死亡）数}}{\text{出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）数}} \times 1,000$$

$$(5) \text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

(6) 標準化死亡比（Standardized Mortality Ratio: SMR）

SMRの定義は、次のとおりであり、年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標の一つである。

$$\text{標準化死亡比（SMR）} = \frac{\text{実死亡数}}{\text{期待死亡数}} \times 100$$

実死亡数＝観察集団の全年齢死亡数

期待死亡数＝{観察集団の年齢（階級）X歳の人口×基礎集団のその年齢（階級）X歳の死亡率}の各年齢（階級）についての総和

すなわち、期待死亡数とは、年齢（階級）別死亡率が基礎集団（通常は全国）と同じであると仮定したときに期待（予測）される死亡数であり、実際の死亡数をこれで除したものがSMRである。

従って、SMRは低い方が望ましく、SMRが100を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基礎集団よりも高いことを示すものである。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和5年度)

職 種	学生数(人)	延学生数(人)	実習期間(日)	養 成 施 設 名
計	138	209	13	
小 計	8	31	4	
保 健 師	8	31	4	日本赤十字広島看護大学
小 計	16	64	8	
管理栄養士	8	32	4	県立広島大学
	8	32	4	安田女子大学
小 計	—	—	—	
社会福祉主事	—	—	—	
小 計	114	114	1	
医 師	114	114	1	広島大学(オンライン)
小 計	—	—	—	
歯科衛生士	—	—	—	
小 計	—	—	—	
訪問介護員	—	—	—	
小 計	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和5年度)

区分	保健計画の策定・ 地域診断	母子保健	健康増進	介護予防・生活支援	歯科保健	感染症	(再掲)		精神保健福祉	難病	介護保険	健康危機管理	その他	計
							結核	エイズ						
実施数	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	2	2	9
参加延人員	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(122)	(—)	(—)	(12)	(29)	(163)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和5年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設立年月日	平成9年 11 月 27 日
構成団体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、看護協会、
	介護支援専門員連絡協議会、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、
	民生委員・児童委員協議会、女性関係団体、市、厚生環境事務所・保健所
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	佐川 広（大竹市医師会会長）
部会の設置	地域ケア専門部会、公衆衛生・母子保健専門部会、保健医療計画推進専門部会
総 会	第1回：令和5年5月（書面開催）、第2回：令和6年3月（Web 開催）
理 事 会	—

事 業	事 業 名
委託事業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
	地域包括ケアシステム強化推進事業（多職種連携研修）
補助事業	地域包括ケア支援事業
	公衆衛生・母子保健専門部会運営事業
	保健医療計画推進専門部会運営事業
	保健・医療・福祉団体への補助事業
	圏域地対協研修会
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和5年度)

職 種	実人数 (人)	延人数 (人)	研修期間 (日)	臨床研修病院名
計	—	—	—	
医 師	—	—	—	
歯科医師	—	—	—	

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		506	177	19	82	15	193	5	3	3	-	5	4
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	330	113	15	45	9	136	4	2	2	-	2	2
	訪 問 介 護	84	14	7	5	2	51	3	1	1	-	-	-
	訪 問 入 浴 介 護	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	41	3	-	9	6	19	1	1	1	-	1	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	6	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	63	23	4	8	1	27	-	-	-	-	-	-
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	15	-	-	13	-	-	-	-	-	-	1	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	70	66	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	13	6	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	169	64	4	31	6	57	1	1	1	-	2	2
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	40	3	-	9	6	18	1	1	1	-	1	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	16	-	-	14	-	-	-	-	-	-	1	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	59	55	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	5	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	7	-	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-
	介 護 医 療 院	7	-	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		506	46	171	62	40	41	46	25	21	18	36
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	330	29	111	40	27	30	30	18	14	9	22
	訪 問 介 護	84	8	29	6	6	10	8	6	5	-	6
	訪 問 入 浴 介 護	3	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-
	訪 問 看 護	41	5	19	2	2	3	3	2	3	1	1
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	6	1	3	-	-	-	1	1	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-										
	通 所 介 護	63	4	20	11	4	8	6	4	2	1	3
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	15	1	7	2	2	-	-	-	-	-	3
	短 期 入 所 生 活 介 護	70	4	15	10	8	8	4	3	4	5	9
	短 期 入 所 療 養 介 護	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	13	3	5	2	1	1	-	1	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	169	16	58	21	13	11	15	7	7	8	13
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	40	5	19	1	2	3	3	2	3	1	1
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1	3	-	-	-	-	1	-	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-										
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	16	1	7	2	2	1	-	-	-	-	3
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	59	3	13	9	4	5	4	3	4	5	9
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	3	3	2	1	1	-	1	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	7	1	2	1	-	-	1	-	-	1	1
	介 護 医 療 院	7	1	2	1	-	-	1	-	-	1	1

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(3)運営指導等件数

(令和5年度)

区 分	総 数	指定居宅サービス事業所	指定介護予防サービス事業所	指定介護療養型医療施設	介護医療院
運 営 指 導 件 数	94	66	28	-	-

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
合 計	7 貸付額(円)	1 (57,600)	6 (4,180,000)
事業開始資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
事業継続資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
修学資金	3 貸付額(円)	1 (57,600)	2 (1,150,000)
技能習得資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
修業資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
就職支度資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
医療介護資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
生活資金	1 貸付額(円)	- (-)	1 (1,692,000)
住宅資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
転宅資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
就学支度資金	3 貸付額(円)	- (-)	3 (1,338,000)
結婚資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
合 計	1 貸付額(円)	- (-)	1 (409,800)
事業開始資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
事業継続資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
修学資金	1 貸付額(円)	- (-)	1 (409,800)
技能習得資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
修業資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
就職支度資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
医療介護資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
生活資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
住宅資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
転宅資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
就学支度資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)
結婚資金	件数 貸付額(円)	- (-)	- (-)

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
合計	件 数	1	-	1
	貸付額(円)	(1,752,000)	(-)	(1,752,000)
事業開始資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
事業継続資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
修学資金	件 数	1	-	1
	貸付額(円)	(1,752,000)	(-)	(1,752,000)
技能習得資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
修業資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
就職支度資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
医療介護資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
生活資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
住宅資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
転宅資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
就学支度資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)
結婚資金	件 数	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)

(4) 保育所の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		総数	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町
施設数(所)	計	16	7	4	2	3
	公 立	5	1	1	-	3
	私 立	11	6	3	2	-
定 員		1,381	637	438	180	126
利用児童数 (広域入所を含む)		1,286	571	467	179	69

※定員及び利用児童数は、福祉行政報告例による。(保育所型認定こども園を含む。)

(5) 認可外保育施設の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	総数	海田町	坂町
施設数	4	3	1

※居宅訪問型保育事業を除く。

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分			総数	大竹市	廿日市市
病 院	施 設 数		13	3	10
	病 床 数	小 計	2,376	834	1,542
		一 般	1,127	440	687
		療 養	773	98	675
		精 神	476	296	180
		結 核	－	－	－
		感 染 症	－	－	－
	救 急 告 示		2	1	1
一 般 診 療 所	施 設 数		122	26	96
	病 床 数	一 般	48	4	44
		療 養	6	－	6
	救 急 告 示		－	－	－
歯 科 診 療 所			71	14	57

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和5年度)

区 分	総数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立入検査延件数	16	13	3	－
新規開設に伴う使用許可件数	－	－	－	－
構造設備の変更に伴う使用許可件数	4	4	－	－

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	115	4	－	31	7	47	26
指 導 延 数 B	83	7	－	30	3	31	12
1施設当たり指導 回 数 B / A	0.7	1.8	－	1.0	0.4	0.7	0.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給 食 設 計 指 割 (%)	栄 養 士 の 給 食 指 割 (%)	栄 養 士 の 給 食 指 割 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 設												
	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数					
総 数	4	7	－	－	31	30	7	3	47	31	26	12	72.2	82.9	45.5	115	83
学 校	－	－	－	－	7	5	2	2	1	1	2	－	66.7	75.0	50.0	12	8
病 院	4	7	－	－	6	10	－	－	3	4	－	－	161.5	161.5	－	13	21
介護老人 保健施設	－	－	－	－	4	2	－	－	1	－	－	－	40.0	40.0	－	5	2
介 護 医 療 院	－	－	－	－	－	－	－	－	3	1	－	－	33.3	33.3	－	3	1
老人福祉 施設	－	－	－	－	2	2	－	－	11	10	1	－	85.7	92.3	－	14	12
児童福祉 施設	－	－	－	－	12	11	5	1	17	6	14	6	50.0	58.6	36.8	48	24
社会福祉 施設	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	1	－	66.7	100.0	－	3	2
事 業 所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
寄 宿 舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自 衛 隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一般給食 センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	9	7	8	6	76.5	77.8	75.0	17	13

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数（単位：件）（令和5年度）

区分	立入	買上検査		収去検査		報告徴収		物件提出要求	
	件数	検体数	違反検体数	検体数	違反検体数	件数	違反件数	件数	違反件数
食品表示法 （保健事項）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康増進法 （第65条第1項）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

イ 指導件数（単位：件）（令和5年度）

	件数	内訳		再掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	3	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-
健康増進法 （第65条第1項）	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

ウ 相談件数（単位：件）（令和5年度）

	件数	内訳		再掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	43	43	-	2	-	-	21	13	2	5	-
健康増進法 （第65条第1項）	6	6	-	2	-	-	4	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和5年度)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
人 口(令和6年3月31日現在)		141,998	26,014	115,984
健 康 診 査	対 象 者	696	168	528
	受 診 者	27	7	20
	受 診 率 (%)	3.9	4.2	3.8
肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	対 象 者	85,349	11,538	73,811
	受 診 者	364	219	145
	受 診 率 (%)	0.4	1.9	0.2

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和5年度)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
健 康 教 育	個 別	参加人員	-	-
	集 団	実施回数	43	24
		参加人員	249	139
健 康 相 談	重 点	実施回数	21	20
		参加人員	242	72
	総 合	実施回数	29	19
		参加人員	234	70
訪 問 指 導	対 象 者 数	55	21	34
	被 指 導 実 人 員	36	2	34

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4) 健康生活応援店の状況

(令和5年度末現在)

区 分	延認証店舗数
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援
食 生 活	栄 養 成 分 表 示
	野 菜 た っ ぷ り
	塩 分 控 え め
	ヘルシーオーダーメニュー
	塩分控えめ推進・応援
	朝 食 摂 取 応 援
	食 事 バ ラ ン ス 応 援
	小 計
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指導
	ウォーキング勧奨・応援
	小 計
そ の 他	健 康 づ く り 応 援
合 計	
実 店 舗 数	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和5年度)

日時	令和6年2月29日(木) 14:00～16:00
場所	オンライン開催
参加機関数	16機関
主な議題	1 食育活性化支援事業報告 2 意見交換 ・「食塩摂取量の減少」と「野菜摂取量の増加」に向けた取組状況 ・圏域における食育推進の取組み 3 第4次広島県食育推進計画について 4 各市健康増進計画について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
小方認定こども園		
廿日市市立宮内保育園		
大竹市立小方中学校		
廿日市市立阿品台西小学校		
ひろしま農業協同組合佐伯中央地域本部	統括部総務課	
大野町漁業協同組合		
廿日市食品衛生協会		
大竹市食生活改善推進協議会		
廿日市市食生活改善推進員連絡協議会		
西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会		
廿日市市栄養士会		
大竹市	健康福祉部保健医療課	
大竹市	健康福祉部福祉課	
大竹市	総務部産業振興課	
大竹市	教育委員会総務学事課	
廿日市市	健康福祉部健康福祉総務課	
廿日市市	福祉保健部こども課	
廿日市市	産業部農林水産課	
廿日市市	教育委員会学校教育課	
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部教育事務所	教育指導課	
山陽女子短期大学		

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和5年度)

	延件数(年度対応数)				
	指 導 ・ 助 言	勧 告	公 表	命 令	罰 則 (過 料)
喫煙禁止場所における喫煙	-	-	-	-	-
喫煙器具、設備等の設置	-	-	-	-	-
紛らわしい標識の掲示、 標 識 の 汚 損 等	-	-	-	-	-
20歳未満の者を喫煙室に 立 ち 入 ら せ る	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

延件数(年度分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 廃止届出書の受理件数	-

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(令和5年)

区 分	疾 病 名	件 数	区 分	疾 病 名	件 数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	ア메ーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	11		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		11		梅毒	11
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	4		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
	パラチフス	-		百日咳	2
小 計 C		4		風しん	-
四 類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小 計 E		21
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	174
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	38
	黄熱	-		インフルエンザ※7	2,163
	オウム病	-		A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	659
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	1,012
	回帰熱	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-
	キャサヌル森林病	-		急性出血性結膜炎	-
	Q熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	狂犬病	-		細菌性髄膜炎※8	-
	コクシジオイデス症	-		新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	780
	ジカウイルス感染症	-		水痘	1
	重症熱性血小板減少症候群※4	-		性器クラミジア感染症	-
	腎症候性出血熱	-		性器ヘルペスウイルス感染症	-
	西部ウマ脳炎	-		尖圭コンジローマ	-
	ダニ媒介脳炎	-		手足口病	164
	炭疽	-		伝染性紅斑	2
	チクングニア熱	-		突発性発しん	27
	つつが虫病	4		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
	デング熱	-		ヘルパンギーナ	152
	東部ウマ脳炎	-		マイコプラズマ肺炎	-
	鳥インフルエンザ※5	-		無菌性髄膜炎	-
	ニバウイルス感染症	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	77
	日本紅斑熱	1		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	日本脳炎	-		流行性角結膜炎	2
	ハンタウイルス肺症候群	-		流行性耳下腺炎	-
	Bウイルス病	-		淋菌感染症	-
	鼻疽	-	小 計 F		5,251
	ブルセラ症	-	指定 新		
	ベネズエラウマ脳炎	-			
	ヘンドラウイルス感染症	-	小 計 G		-
	発しんチフス	-	新型イ ンフル エンザ 等感 染症	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	7,227
	ボツリヌス症	-		新型インフルエンザ	-
	マラリア	-		再興型インフルエンザ	-
	野兎病	-		新型コロナウイルス感染症	-
	ライム病	-		再興型新型コロナウイルス感染症	-
	リッサウイルス感染症	-	小 計 H		7,227
	リフトバレー熱	-	総 計 A+B+C+D+E+F+G+H		12,522
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	3			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
小 計 D		8			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和5年12月31日現在)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
管 内 人 口		141,766	25,741	116,025
計		28	7	21
活動性肺結核患者数(A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	8	3	5
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	3	2	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	3	-	3
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		5	1	4
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		9	1	8
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		13.4	23.3	11.2

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和5年)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
管 内 人 口		141,766	25,741	116,025
計 (A + B)		8	4	4
活動性肺結核患者数(A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	4	2	2
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	1	1	-
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-	-	-
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		3	1	2
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		5.6	15.5	3.4
潜 在 性 結 核 感 染 症		3	1	2

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和5年12月31日現在)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
計	11 (4)	5 (2)	6 (2)
0 歳 ～ 4 歳	- (-)	- (-)	- (-)
5 歳 ～ 9 歳	- (-)	- (-)	- (-)
10 歳 ～ 14 歳	- (-)	- (-)	- (-)
15 歳 ～ 19 歳	- (-)	- (-)	- (-)
20 歳 ～ 29 歳	- (-)	- (-)	- (-)
30 歳 ～ 39 歳	- (-)	- (-)	- (-)
40 歳 ～ 49 歳	- (-)	- (-)	- (-)
50 歳 ～ 59 歳	1 (-)	- (-)	1 (-)
60 歳 ～ 69 歳	- (-)	- (-)	- (-)
70 歳 ～	10 (4)	5 (2)	5 (2)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和5年度)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
一般住民	対 象 者 数	45,204	8,944	36,260
	受 診 者 数	3,747	980	2,767
	受 診 率 (%)	8.3	11.0	7.6



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(令和5年度)

実施主体	対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
			受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計	54,470	12,824	23.5	-	12,779	-	-	-
	事業者 従 業 者	6,767	6,643	98.2	-	6,598			-
	学校長 生 徒	1,019	1,011	99.2	-	1,011			-
	学 生	619	619	100.0	-	619			-
	施設長 入 所 者	861	804	93.4	-	804			-
	市町長 一般住民	45,204	3,747	8.3	-	3,747			-
知 事 (保健所長)	計	89	88	98.9	-	64	(-) -	(-) -	32
	接触者健診	39	39	100.0	-	15	(-) -	(-) -	32
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-
	管理検診	50	49	98.0		49			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
実 人 員	15	6	9
延 人 員	46	22	24

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和5年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	98	-	10	3	4	81	-	-	-
うち施設指導分	81	-	-	-	-	81	-	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和5年度)

日 時	令和5年11月29日
場 所	西部保健所 301会議室(オンライン開催)
参 加 人 数	25名
主 な 議 題	1 感染症対策の現況について 2 令和5年度地域連携共同カンファレンスについて 3 高齢者福祉施設に対する研修会について 4 令和6年度感染症対策事業について

会議構成メンバー

(令和5年度)

所属	職名	備考
大竹市医師会	会長	
	副会長	
	理事	
佐伯地区医師会	会長	
	理事	
	理事	
大竹市薬剤師会	副会長	
廿日市市薬剤師会	会長	
広島西医療センター	臨床研究部長	
JA広島総合病院	診療部長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	署長	
廿日市警察署	署長	
大竹市消防本部	消防課長	
廿日市市消防本部	警防課長	
大竹市保健医療課	課長	
廿日市市健康福祉総務課	課長	
西部保健所	所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和5年度)

区 分	相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計 (A+B+C)	電話相談A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
計	81	52	29	-	29	29
男 性	56	36	20	-	20	20
女 性	25	16	9	-	9	9

(6) 健康教育実施状況

(令和5年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	結核	感染症	エイズ
実施回数	6	1	3	2
参加延人員	249	51	150	48
(対象内訳)		廿日市市、大竹市		高校生、大学生

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及び
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和5年度)

計(A+B)	電話相談 A	来 所(面接相談) B
8	8	-

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和5年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス 検査実施件数
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
1	2	-	2

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和5年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管外
申請数	-	-	-	-
交付数	-	-	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和5年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管外
申請数	110	18	58	34
交付数	110	18	58	34

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和5年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管外
申請数	8	1	2	5
交付数	8	1	2	5

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和5年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管外
申請数	1	-	1	-
交付数	1	-	1	-

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和5年度)

（令和3年度）

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 （ 児 ）	知的障害者 （ 児 ）	難病患者	そ の 他		身体障害者 （ 児 ）	知的障害者 （ 児 ）	難病患者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 相談事業の状況

(令和5年度)

（令和5年度）

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 市町指導・支援の状況

(令和5年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名	
			大竹市	廿日市市
実 施 数	企画・連携・調整	4	2	2
	調査・研究	-	-	-
	情報の収集・提供	2	1	1

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数は3月31日現在、通院患者数は3月31日現在)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管 外
措置入院患者数	3	2	1	3	－
医療保護入院患者数	126	98	28	126	－
自立支援医療受給者数 (精神通院)	3,131	529	2,602	3,131	－
通報件数 (精神保健福祉法23条～26条)	13				

(注) 通報件数は、令和5年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和6年3月31日現在)

障害等級	総 数	大竹市	廿日市市
計	1,810	271	1,539
1 級	75	7	68
2 級	1,086	164	922
3 級	649	100	549

(3) 組織育成支援状況

(令和5年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管 外
計	1	－	1	1	－
患者会	－	－	－	－	－
家族会	1	－	1	1	－
断酒会	－	－	－	－	－
ボランティア	－	－	－	－	－

(注) 精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和5年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管 外
面 接	実 人 員	23	11	10	21	2
	延 人 員	34	16	16	32	2
	内 訳	老人精神保健	1	-	1	-
		社会復帰	16	5	10	1
		アルコール	4	4	-	-
		薬 物	-	-	-	-
		ギャンブル	-	-	-	-
		ゲ ー ム	-	-	-	-
		思 春 期	-	-	-	-
		心の健康づくり	6	3	3	-
		うつ・うつ状態	5	3	1	1
		摂食障害	-	-	-	-
		てんかん	-	-	-	-
		そ の 他	2	1	1	-
	(再 掲) ひ き こ も り		(2)	(1)	(1)	(2)
	(再 掲) 発 達 障 害		(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 自 殺 関 連		(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族		(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 犯 罪 被 害		(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 災 害		(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 措置入院等退院支援		(-)	(-)	(-)	(-)
	電 話 相 談 延 人 員		929			
	(再 掲) ひ き こ も り		(41)			
	(再 掲) 発 達 障 害		(1)			
	(再 掲) 自 殺 関 連		(54)			
	(再 掲) 措置入院等退院支援		(393)			

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管 外
実 人 員		14	10	4	14	-
延 人 員		28	18	10	28	-
内 訳	老 人 精 神 保 健	-	-	-	-	-
	社 会 復 帰	1	-	1	1	-
	ア ル コ ー ル	7	6	1	7	-
	薬 物	1	1	-	1	-
	ギ ャ ン ブ ル	-	-	-	-	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-
	思 春 期	3	3	-	3	-
	心 の 健 康 づ くり	1	-	1	1	-
	う つ ・ う つ 状 態	-	-	-	-	-
	摂 食 障 害	-	-	-	-	-
	て ん か ん	-	-	-	-	-
	そ の 他	15	8	7	15	-
	(再 掲) ひ き こ も り	(6)	(1)	(5)	(6)	(-)
	(再 掲) 発 達 障 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 自 殺 関 連	(1)	(1)	(-)	(1)	(-)
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(8)	(6)	(2)	(8)	(-)

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管外
実 施 回 数	5	3	2	5	-
対 象 者 数	3	2	1	3	-
参 加 延 人 数	49	34	15	49	-

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管外
実 施 回 数	-	-	-	-	-
対 象 者 数	-	-	-	-	-
参 加 延 人 数	-	-	-	-	-

ウ その他の事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管内市町計	管外
実 施 回 数	21	15	6	21	-
対 象 者 数	13	8	5	13	-
参 加 延 人 数	165	120	45	165	-

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和5年度)

区 分	計	種 別 内 訳		
		かかりつけ医 研修会検討会議	かかりつけ医 研修	うつ・自殺対策 リーフレット 作成・配布
実 施 回 数	3	1	1	1
対 象 者		医師等	医師、保健医療 福祉関係者等	管内市町・医療機 関・薬局・学 校等
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	54	9	45	送付件数560件 配布部数10,580枚

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(令和5年度)

区 分	計	種 別 内 訳		
		地 域 生 活 支 援 事 業	地 域 生 活 支 援 事 業	地 域 生 活 支 援 事 業
		協議会	部会	研修会
実 施 回 数	4	1	2	1
対 象 者		管内精神保健福祉 関係者	管内精神保健福祉 関係者	管内精神保健福祉 関係者
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	88	16	40	32

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、
下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

(8) 会議開催状況

(令和5年度)

会 議 名	計	令和5年度精神 保健福祉担当者 連絡会
実 施 回 数	1	1
参 加 機 関 数 (延 数)	6	6

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	2	-	2
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	12	1	11
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	2	1	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	25	7	18
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	185	42	143
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	4	2	2
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	1	-	1
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-	-
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	2	2	-
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	31	7	24
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-	-
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	32	5	27
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	1	1	-
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	2	1	1
016	クローウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	18	5	13
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	41	9	32
019	ライソゾーム病	代謝疾患	-	-	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝疾患	-	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝疾患	1	-	1
022	もやもや病	神経・筋疾患	14	3	11
023	プリオン病	神経・筋疾患	1	-	1
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-	-
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	1	-	1
028	全身性アミロイドーシス	代謝疾患	20	7	13
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	-	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	3	-	3
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	4	1	3
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫疾患	1	1	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫疾患	7	2	5
042	結節性多発動脈炎	免疫疾患	3	1	2
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫疾患	16	4	12
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	5	1	4
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	7	1	6
046	悪性関節リウマチ	免疫疾患	3	1	2
047	バージャー病	免疫疾患	-	-	-
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫疾患	2	-	2
049	全身性エリテマトーデス	免疫疾患	97	19	78
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫疾患	30	7	23
051	全身性強皮症	免疫疾患	38	6	32
052	混合性結合組織病	免疫疾患	13	2	11
053	シェーグレン症候群	免疫疾患	17	3	14
054	成人スチル病	免疫疾患	4	-	4
055	再発性多発軟骨炎	免疫疾患	2	2	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
056	ベーチェット病	免疫疾患	13	3	10
057	特発性拡張型心筋症	循環器疾患	18	5	13
058	肥大型心筋症	循環器疾患	2	1	1
059	拘束型心筋症	循環器疾患	1	1	－
060	再生不良性貧血	血液疾患	10	4	6
061	自己免疫性溶血性貧血	血液疾患	1	1	－
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液疾患	1	－	1
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液疾患	26	7	19
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液疾患	1	1	－
065	原発性免疫不全症候群	血液疾患	4	2	2
066	IgA腎症	腎・泌尿器疾患	16	3	13
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器疾患	16	3	13
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節疾患	7	2	5
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節疾患	34	7	27
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節疾患	4	1	3
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節疾患	41	7	34
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌疾患	3	－	3
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌疾患	－	－	－
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌疾患	5	－	5
075	クッシング病	内分泌疾患	1	－	1
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌疾患	－	－	－
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌疾患	6	1	5
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌疾患	24	3	21
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝疾患	－	－	－
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌疾患	－	－	－
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌疾患	1	－	1
082	先天性副腎低形成症	内分泌疾患	－	－	－
083	アジソン病	内分泌疾患	1	－	1
084	サルコイドーシス	呼吸器疾患	11	1	10

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
085	特発性間質性肺炎	呼吸器疾患	26	5	21
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器疾患	6	1	5
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器疾患	－	－	－
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器疾患	10	1	9
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器疾患	－	－	－
090	網膜色素変性症	視覚疾患	13	1	12
091	バッド・キアリ症候群	消化器疾患	1	1	－
092	特発性門脈圧亢進症	消化器疾患	－	－	－
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器疾患	38	7	31
094	原発性硬化性胆管炎	消化器疾患	2	－	2
095	自己免疫性肝炎	消化器疾患	8	－	8
096	クローン病	消化器疾患	68	10	58
097	潰瘍性大腸炎	消化器疾患	166	35	131
098	好酸球性消化管疾患	消化器疾患	4	－	4
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器疾患	－	－	－
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器疾患	－	－	－
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器疾患	－	－	－
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－
103	CFC症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－
104	コステロ症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－
105	チャージ症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫疾患	1	－	1
107	若年性特発性関節炎	免疫疾患	－	－	－
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫疾患	－	－	－
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器疾患	1	－	1
110	ブラウ症候群	免疫疾患	－	－	－
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	－	－	－
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	－	－	－

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	1	1	-
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	-	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	1	-	1
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	-	-	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	2	-	2
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	-	-	-
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚疾患	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	1	-	1
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	1	-	1
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-
151	ラスムツセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	1	-	1
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	-	-	-
159	色素性乾皮症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	4	1	3
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	2	-	2
164	眼皮膚白皮症	視覚疾患	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜症	染色体・遺伝子異常	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-
167	マルファン症候群	循環器疾患	3	1	2
168	エーラス・ダンロス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
169	メンケス病	代謝疾患	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝疾患	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
172	低ホスファターゼ症	骨・関節疾患	-	-	-
173	VATER症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体・遺伝子異常	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
177	ジュベール症候群関連疾患	神経・筋疾患	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	循環器疾患	-	-	-
180	ATR-X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
181	クルーゾン症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
182	アペール症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
183	ファイファー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
186	ロスマンド・トムソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
188	多脾症候群	循環器疾患	-	-	-
189	無脾症候群	循環器疾患	1	1	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
191	ウェルナー症候群	内分泌疾患	-	-	-
192	コケイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	内分泌疾患	-	-	-
194	ソトス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	循環器疾患	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体・遺伝子異常	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器疾患	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器疾患	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器疾患	-	-	-
210	単心室症	循環器疾患	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器疾患	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器疾患	1	-	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器疾患	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器疾患	1	1	-
215	ファロー四徴症	循環器疾患	-	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器疾患	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器疾患	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器疾患	-	-	-
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器疾患	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	2	1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器疾患	-	-	-
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器疾患	15	3	12
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	1	-	1
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器疾患	-	-	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器疾患	-	-	-
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	腎・泌尿器疾患	1	1	-
227	オスラー病	染色体・遺伝子異常	-	-	-
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器疾患	-	-	-
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	呼吸器疾患	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
230	肺胞低換気症候群	呼吸器疾患	-	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器疾患	-	-	-
232	カーニー複合	内分泌疾患	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌疾患	-	-	-
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝疾患	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌疾患	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	3	-	3
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝疾患	1	-	1
241	高チロシン血症1型	代謝疾患	-	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝疾患	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝疾患	-	-	-
244	メープルシロップ尿症	代謝疾患	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝疾患	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝疾患	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝疾患	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝疾患	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝疾患	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝疾患	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝疾患	1	1	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝疾患	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝疾患	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝疾患	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝疾患	1	-	1
257	肝型糖原病	代謝疾患	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-
260	シトステロール血症	代謝疾患	-	-	-
261	タンジール病	代謝疾患	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝疾患	-	-	-
263	脳腱黄色腫症	神経・筋疾患	-	-	-
264	無 β リポタンパク血症	代謝疾患	-	-	-
265	脂肪萎縮症	内分泌疾患	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫疾患	2	-	2
267	高IgD症候群	免疫疾患	-	-	-
268	中條・西村症候群	免疫疾患	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫疾患	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節疾患	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節疾患	9	3	6
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節疾患	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節疾患	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節疾患	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節疾患	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節疾患	1	-	1
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	呼吸器疾患	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器疾患	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器疾患	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器疾患	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器疾患	1	-	1
282	先天性赤血球形形成異常性貧血	血液疾患	1	-	1
283	後天性赤芽球癆	血液疾患	1	-	1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液疾患	-	-	-
285	ファンconi貧血	血液疾患	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液疾患	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	血液疾患	-	-	-
289	クローンカイト・カナダ症候群	消化器疾患	1	-	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器疾患	-	-	-
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器疾患	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器疾患	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器疾患	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器疾患	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器疾患	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器疾患	2	-	2
297	アラジール症候群	消化器疾患	-	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器疾患	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器疾患	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫疾患	6	1	5
301	黄斑ジストロフィー	視覚疾患	1	-	1
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚疾患	-	-	-
303	アッシャー症候群	聴覚・平衡機能疾患 視覚疾患	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫疾患 聴覚・平衡機能疾患	26	7	19
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-
308	進行性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-
309	進行性ミオクロームスτένかん	神経・筋疾患	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器疾患	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器疾患	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症	腎・泌尿器疾患	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝疾患	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,337	281	1,056
317	三頭酵素欠損症	代謝疾患	1	-	1
318	シトリン欠損症	代謝疾患	-	-	-
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝疾患	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	神経・筋疾患	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝疾患	-	-	-
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝疾患	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫疾患	-	-	-
326	大理石骨病	代謝疾患	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液疾患	1	1	-
328	前眼部形成異常	視覚疾患	-	-	-
329	無虹彩症	視覚疾患	-	-	-
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	呼吸器疾患 聴覚・平衡機能疾患	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液疾患	2	-	2
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	-	-
335	ネフロン癆	腎・泌尿器疾患	-	-	-
336	家族性低 β リポタンパク血症I(ホモ接合体)	代謝疾患	-	-	-
337	ホモシスチン尿症	代謝疾患	-	-	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器疾患	-	-	-

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
承認総件数	2	-	2
ス モ ン	2	-	2
難 治 性 の 肝 炎 の う ち 劇 症 肝 炎	-	-	-
重 症 急 性 膵 炎	-	-	-
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	-	-	-

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和6年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
	承認総件数	213	38	175
1	悪性新生物	23	4	19
2	慢性腎疾患	15	6	9
3	慢性呼吸器疾患	4	1	3
4	慢性心疾患	39	5	34
5	内分泌疾患	50	11	39
6	膠原病	6	1	5
7	糖尿病	15	1	14
8	先天性代謝異常	2	－	2
9	血液疾患	15	2	13
10	免疫疾患	－	－	－
11	神経・筋疾患	20	5	15
12	慢性消化器疾患	6	1	5
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	4	－	4
14	皮膚疾患	1	－	1
15	骨系統疾患	11	－	11
16	脈管系疾患	2	1	1

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和5年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実 人 員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体 障害者 (児)	知的 障害者 (児)	難病患者	その他		身体 障害者 (児)	知的 障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ 相談事業の状況

(令和5年度)

区分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 相談事業の実施状況

(令和5年度)

区 分			管 内	管 外
指 定 難 病	実 人 員		168	-
	延 人 員		168	-
	申 請 等		102	-
	医 療	病 気・病 状	6	-
		治 療・服 薬	4	-
	看 護・日 常 生 活		1	-
	福 祉 制 度		4	-
	就 労		-	-
	就 学		-	-
	食 事・栄 養		-	-
	歯 科		-	-
	そ の 他		51	-
小 児 慢 性 特 定 疾 病	実 人 員		27	-
	延 人 員		27	-
	申 請 等		17	-
	医 療	病 気・病 状	2	-
		治 療・服 薬	4	-
	看 護・日 常 生 活		-	-
	福 祉 制 度		-	-
	就 労		-	-
	就 学		-	-
	食 事・栄 養		-	-
	歯 科		-	-
	そ の 他		4	-

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和5年度)

区 分	電話相談	面接相談	総数
延 人 員	6	-	6

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
実 人 員	-	-	-
延 人 員	-	-	-

イ 小児慢性特定疾病

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
実 人 員	-	-	-
延 人 員	-	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市	所内	管外
開 催 回 数	1	-	-	1	-
実 人 員	8	-	-	8	-
延 人 員	8	-	-	8	-

(注)開催場所別に計上している。

(9)在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和5年度)

開 催 回 数	-
参 加 人 数	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和5年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和5年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	-	-
1 ～ 3 歳 未 満	-	-
3 ～ 6 歳 未 満	-	-
6 歳 以 上	-	-
合 計	-	-

(イ)疾患別内訳

(令和5年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児	-	-	-	-	-	-
1 ～ 3 歳 未 満	-	-	-	-	-	-
3 ～ 6 歳 未 満	-	-	-	-	-	-
6 歳 以 上	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和5年度)

開 催 回 数	-
参 加 人 数	-

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)
(令和5年度)

0

イ 相談内容

(令和5年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	-
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	-
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	-
計	-
石綿健康被害救済給付に関するもの	-

※延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12)森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和5年度)

相談	-件
家庭訪問	-件

イ 連絡会議等開催状況

(令和5年度)

開催回数	1回
参加人数	12人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
延件数	58	8	50

(2) 特定不妊治療費助成(全額自費診療)の申請状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
延件数	8	2	6

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
件数	26	4	22

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

※実証事業対象疾患(SCID・SMA・BCD)含む

(令和5年度)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
連 絡 票 件 数	2	-	2
保 健 指 導 延 人 員	2	-	2

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
計		812	144	668
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	352	47	305
	仕 出 し ・ 弁 当	17	5	12
	旅 館	32	2	30
	そ の 他	187	42	145
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		78	16	62
乳 処 理 業		1	-	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-
乳 製 品 製 造 業		1	-	1
集 乳 業		-	-	-
魚 介 類 販 売 業		33	10	23
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		1	1	-
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		-	-	-
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		14	3	11
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		5	1	4
喫 茶 店 営 業		19	3	16
あ ん 類 製 造 業		3	-	3
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		2	-	2
食 肉 処 理 業		2	-	2
食 肉 販 売 業		23	7	16
食 肉 製 品 製 造 業		1	-	1
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		-	-	-
み そ 製 造 業		2	1	1
醬 油 製 造 業		3	1	2
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-
酒 類 製 造 業		-	-	-
豆 腐 製 造 業		-	-	-
納 豆 製 造 業		-	-	-
め ん 類 製 造 業		1	-	1
そ う ざ い 製 造 業		30	4	26
添 加 物 (法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の に 限 る) 製 造 業		2	1	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	-	2
氷 雪 製 造 業		1	-	1

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分	総数	大竹市	廿日市市
計	940	135	805
飲 食 店 営 業	622	80	542
調 理 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	8	1	7
食 肉 販 売 業	17	5	12
魚 介 類 販 売 業	101	22	79
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-	-	-
集 乳 業	-	-	-
乳 処 理 業	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-
食 肉 処 理 業	1	-	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-
菓 子 製 造 業	94	12	82
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	4	-	4
乳 製 品 製 造 業	1	-	1
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	-	1
食 肉 製 品 製 造 業	-	-	-
水 産 製 品 製 造 業	11	5	6
氷 雪 製 造 業	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	2	-	2
酒 類 製 造 業	2	-	2
豆 腐 製 造 業	1	1	-
納 豆 製 造 業	-	-	-
麺 類 製 造 業	1	1	-
そ う ざ い 製 造 業	49	5	44
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	5	-	5
冷 凍 食 品 製 造 業	-	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	-	-
漬 物 製 造 業	16	2	14
密 封 包 装 食 品 製 造 業	2	-	2
食 品 の 小 分 け 業	2	1	1
添 加 物 製 造 業	-	-	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
計		1,081	190	891
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	91	12	79
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	101	18	83
	乳 類 販 売 業	165	30	135
	氷 雪 販 売 業	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	174	29	145
販売業	弁 当 販 売 業	1	-	1
	野 菜 果 物 販 売 業	20	7	13
	米 穀 類 販 売 業	3	-	3
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	7	1	6
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	50	12	38
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	32	6	26
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	24	3	21
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	217	34	183
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	1	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	9	2	7
	農産保存食料品製造・加工業	55	14	41
	調味料製造・加工業	4	1	3
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	-	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	1	-	1
	製 茶 業	1	-	1
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	2	1	1
	卵 選 別 包 装 業	-	-	-
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	29	8	21
	行 商	1	-	1
6法上 準用されるものを含む。	集 団 給 食 施 設	74	9	65
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	8	2	6
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	-	1
	そ の 他	10	-	10

エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
計		109	22	87
加工水産物販売業		80	13	67
加工水産物製造業		6	2	4
魚介類等行商業		1	-	1
かき作業場	一 類	20	6	14
	二 類	2	1	1

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	19	76	3,108
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	6	24	
	集 団 給 食	大量調理施設	3	12	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	84	252	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	10	30	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	161	322	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	113	113	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	71	71	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	1,059	1,059	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	315	315	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	2	2	
1回/2年	上 記 以 外		-	-	
1回/3年	上 記 以 外		122	37	
1回/4年	上 記 以 外		32	8	
1回/5年	上 記 以 外		878	176	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設		-	-	
合 計			2,875	2,497	3,108

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		812	780	2
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	352	152	1
	仕出し・弁当	17	71	-
	旅館	32	85	1
	その他	187	124	-
菓子（パンを含む）製造業		78	97	-
乳処 理 業		1	11	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-
乳 製 品 製 造 業		1	8	-
集 乳 業		-	-	-
魚 介 類 販 売 業		33	75	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		1	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-	-	-
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		14	12	-
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		5	3	-
喫 茶 店 営 業		19	25	-
あ ん 類 製 造 業		3	2	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		2	3	-
食 肉 処 理 業		2	3	-
食 肉 販 売 業		23	66	-
食 肉 製 品 製 造 業		1	4	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-
み そ 製 造 業		2	-	-
し ょ う 油 製 造 業		3	4	-
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-
酒 類 製 造 業		-	-	-
豆 腐 製 造 業		-	-	-
納 豆 製 造 業		-	-	-
め ん 類 製 造 業		1	6	-
総 菜 製 造 業		30	21	-
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限り）製造業		2	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	6	-
氷 雪 製 造 業		1	2	-

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	1,026	1
飲 食 店 営 業		458	-
調 理 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機		5	-
食 肉 販 売 業		42	-
魚 介 類 販 売 業		301	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		-	-
集 乳 業		-	-
乳 処 理 業		-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-
食 肉 処 理 業		2	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-
菓 子 製 造 業		94	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		7	-
乳 製 品 製 造 業		7	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		4	-
食 肉 製 品 製 造 業		-	-
水 産 製 品 製 造 業		35	1
氷 雪 製 造 業		-	-
液 卵 製 造 業		-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業		2	-
酒 類 製 造 業		2	-
豆 腐 製 造 業		1	-
納 豆 製 造 業		-	-
麺 類 製 造 業		1	-
そ う ざ い 製 造 業		36	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業		17	-
冷 凍 食 品 製 造 業		-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業		-	-
漬 物 製 造 業		9	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業		1	-
食 品 の 小 分 け 業		2	-
添 加 物 製 造 業		-	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		-	1,215	-
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		75	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		80	-
	乳 類 販 売 業		172	-
	氷 雪 販 売 業		-	-
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)		22	-
販売業	弁 当 販 売 業		119	-
	野 菜 果 物 販 売 業		138	-
	米 穀 類 販 売 業		111	-
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業		-	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア		46	-
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー		120	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		5	-
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業		246	-
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業		-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		1	-
	農産保存食料品製造・加工業		4	-
	調味料製造・加工業		-	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業		-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業		-	-
	製 茶 業		-	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業		-	-
	卵 選 別 包 装 業		-	-
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業		4	-
上記以外のもの(改正法第6条第3項による改正後のものを含む。)	行 商		-	-
	集 団 給 食 施 設		39	-
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)		2	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		-	-
	そ の 他		31	-

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		109	106	－
加工水産物販売業		80	18	－
加工水産物製造業		6	－	－
魚介類等行商業		1	－	－
かき作業場	一類	20	73	－
	二類	2	15	－

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和5年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		464	-	
食 品	小 計	446	-	
	魚 介 類	180	-	
	冷 凍 食 品			
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	-	
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類			
	魚 介 類 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	35	-	
	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	30	-	
	乳 製 品	44	-	
	乳 類 加 工 品 (ア イ ス ク リ ー ム 類 を 除 き 、 マ ー カ ー リ ン を 含 む)			
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓			
	穀 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	19	-	
	野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	75	-	
	菓 子 類	5	-	
	清 涼 飲 料 水			
	酒 精 飲 料			
	氷 雪			
	水	12	-	
	缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品	6	-	
	そ の 他 の 食 品	37	-	
	添 加 物 及 び そ の 製 剤			
	器 具 及 び 容 器 包 装			
	お も ち や			
	洗 浄 剤			
乳	小 計	18	-	
	生 乳			
	牛 乳	18	-	
	低 脂 肪 牛 乳			
	加 工 乳			
	そ の 他 の 乳			

(5) 集団食中毒発生状況

(令和5年度)

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫食者数	有症者数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設	喫 食 場 所	事件の概要
1	令和5年8月27日	廿 日 市 市	33	8	—	その他(8月26日(土)夕食に提供された食事)	腸炎ビブリオ (O10 : K4)	旅 館	旅 館 の 食 事 会 場	8月26日に宿泊し、提供された食事を喫食し、下痢や腹痛等を発症した。
2	令和5年11月26日	大 竹 市	40	24	—	ヒラメ(刺身及びにぎり寿司)	クドア・セブテンブククタータ	飲 食 店	飲 食 店	11月26日に飲食店で提供された食事を喫食し、嘔吐や下痢等を発症した。

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和5年度)

区 分		総 数	広 島 市	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
行政区域内人口		1,722,329	1,181,868	208,096	26,014	115,984	26,853	20,955	52,815	30,573	23,458	12,741	5,634	17,338
計	施設数	201	1	－	1	2	1	1	64	64	21	28	17	1
	立入検査件数	6	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	4	1
	計画給水人口	149,176	250	－	31,856	2,460	23,279	22,205	－	31,500	21,820	－	4,680	11,126
	現在給水人口	133,498	70	－	25,445	1,890	20,510	20,658	－	30,347	21,852	－	4,247	8,479
上水道	施設数	6	－	－	1	－	1	1	－	1	1	－	－	1
	立入検査件数	1			－		－	－		－	－			1
	計画給水人口	141,786			31,856		23,279	22,205		31,500	21,820			11,126
	現在給水人口	126,894			25,445		20,510	20,658		30,347	21,455			8,479
簡易水道	施設数	4	1	－	－	2	－	－	－	－	－	－	1	－
	立入検査件数	1	－			－							1	
	計画給水人口	7,390	250			2,460							4,680	
	現在給水人口	6,084	70			1,890							4,124	
専用水道	施設数	9							－	－	2	－	7	
	立入検査件数	4									1		3	
	現在給水人口	520									397		123	
簡易 専用水道	施設数	177							64	63	18	28	4	
	立入検査件数	－							－	－	－	－	－	
小規模 水道	施設数	5							－	－	－	－	5	
	立入検査件数	－												

(注1) 行政区域内人口、上水道及び簡易水道の施設数、計画給水人口及び現在給水人口は、令和5年3月31日現在である。

(注2) 施設数は、年度内に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数である。

(注3) 専用水道のうち、浄水受水専用水道は施設数、立入検査数のみ含める。

(注4) 保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含めない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和5年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
登 録 頭 数	7,561	1,457	6,104
	(683)	(200)	(483)
予 防 注 射 頭 数	5,932	992	4,940

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和5年度)

区 分			施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)
			総 数	大 竹 市	廿 日 市 市		
計			459	116	343	130	28.3
薬 局			76	20	56	51	67.1
(うち健康サポート薬局)			(2)	(-)	(2)	(-)	(-)
地 域 連 携 薬 局			1	-	1	-	-
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局			-	-	-		-
薬 局 製 造 販 売 業 (薬 局 製 造 業)			5	1	4	1	20.0
医 薬 品 販 売 業	小 計		37	10	27	30	81.1
	店 舗 販 売 業		31	9	22	26	83.9
	卸 売 販 売 業		6	1	5	4	66.7
	薬 種 商 販 売 業		-	-	-		-
	特 例 販 売 業	一 般	-	-	-		-
		駅構内売店	-	-	-		-
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業			62	18	44	42	67.7
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業			278	67	211	6	2.2
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業			-	-	-		-

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総数	大竹市	廿日市市		
計		90	38	52	59	65.6
製 造 業		13	8	5	10	76.9
輸 入 業		2	1	1	2	100.0
販 売 業	小 計	69	25	44	45	65.2
	一 般	57	22	35	30	52.6
	農 業 用 品 目	12	3	9	15	125.0
	特 定 品 目	-	-	-		-
業 務 上 取 扱 者	小 計	6	4	2	2	33.3
	電気めっき事業	-	-	-		-
	金属熱処理事業	-	-	-		-
	毒物劇物運送事業	3	2	1	1	33.3
	しろあり防除事業	-	-	-		-
特定毒物研究者		3	2	1	1	33.3

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和5年度)

区 分		施設数等			立入検査件数	監視指導率(%)
		総数	大竹市	廿日市市		
計		746	162	584	121	16.2
麻 薬	小 計	141	29	112	49	34.8
	家 庭 麻 薬 製 造 業 者	-	-	-		-
	卸 売 業 者	-	-	-		-
	小 売 業 者	70	16	54	28	40.0
	病 院	13	3	10	17	130.8
	一 般 診 療 所	55	10	45	3	5.5
	歯 科 診 療 所	-	-	-		-
	飼 育 動 物 診 療 施 設	3	-	3	1	33.3
	研 究 者	-	-	-		-
	大 麻 研 究 者	-	-	-		-
向 精 神 薬	小 計	306	67	239	47	15.4
	卸 売 業 者	-	-	-		-
	免 許 み な し 卸 売 販 売 業 者	6	1	5	-	-
	免 許 み な し 薬 局	76	20	56	28	36.8
	小 売 業 者	-	-	-		-
	病 院	13	3	10	17	130.8
	一 般 診 療 所	122	26	96	1	0.8
	歯 科 診 療 所	71	14	57	-	-
	飼 育 動 物 診 療 施 設	17	3	14	1	5.9
	試 験 研 究 施 設	1	-	1	-	-
覚 醒 剤	小 計	-	-	-	-	-
	施 用 機 関	-	-	-		-
	研 究 者	-	-	-		-
覚 醒 剤 原 料	小 計	299	66	233	25	8.4
	取 扱 者	-	-	-		-
	薬 局	76	20	56	14	18.4
	病 院 ・ 診 療 所	206	43	163	11	5.3
	飼 育 動 物 診 療 施 設	17	3	14	-	-
	研 究 者	-	-	-		-

(注1) 施設数は、令和5年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和5年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験				
定量試験	イブプロフェン	1	-	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和5年度)

検 査 項 目	試験検査数	不適件数
ホルムアルデヒド	8	-
有機水銀化合物	3	-
アゾ化合物	2	-

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(6) 献血状況

(令和5年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市
受 付 者 数		3,618	1,013	2,605
献 血 者	計	3,157	908	2,249
	200mL	18	-	18
	400mL	3,139	908	2,231

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



(7) 温泉監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数												立入検査件数	監視指導率（％）
		総数	呉市	大竹市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町		
計		153	21	7	61	13	11	3	4	－	2	15	16	10	6.5
温泉	源泉	144	21	7	61	13	11	3	4	－	1	7	16	3	2.1
	利用施設	9		－				－	－	－	1	8		7	77.8

(注1) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	98	268	29	(239) 61	-	-	-
	法による届出	95	260	28	(236) 60	-	-	-
	条例による届出	3	8	1	(3) 1	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	16	3	(41) 11	-	-	-
	法による届出	5	16	3	(41) 11	-	-	-
一般粉じん	計	36	127	6	(13) 7	-	-	-
	法による届出	16	42	3	(7) 6	-	-	-
	条例による届出	20	85	3	(6) 1	-	-	-
特定粉じん	計			1,035	(37) 37	3	-	-
	事前調査結果報告			1,012		3		
	排出等作業届出			23	(37) 37	-	-	-
水銀	計	5	14	1	(19) 11	-	-	-
	法による届出	5	14	1	(19) 11	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	18	1	(15) 8	-	-	-
水質汚濁	計	440		47	39	6	-	-
	法による届出	394		45	37	6	-	-
	条例による届出	46		2	2	-	-	-
	法による許可	50		20	50	9	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	45	1	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			43	-	-	-
	法による申請			1	1		
	条例による報告			1	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	19	-	2	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和5年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和5年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	14	-	14	-	1	2	-	10	1	-
	(調査指導延件数)	(-)	(14)	(-)	(1)	(2)	(-)	(10)	(1)	(-)
処 理 済	14	-	14	-	1	2	-	10	1	-
翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和5年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現 場 調 査	そ の 他
対 応 件 数	11	-	11

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和6年3月31日現在)

項 目	市 町	総 数	大竹市	廿日市市
硫 黄 酸 化 物		8	1	7
		(1)	(1)	(-)
	うち簡易測定法	7	-	7
窒 素 酸 化 物		14	6	8
		(2)	(1)	(1)
	うち簡易測定法	12	5	7
一 酸 化 炭 素		-	-	-
		(-)	(-)	(-)
光 化 学 オ キ シ ダ ント		2	1	1
		(2)	(1)	(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質		2	1	1
		(2)	(1)	(1)
微 小 粒 子 状 物 質		1	1	-
		(1)	(1)	(-)
炭 化 水 素		-	-	-
		(-)	(-)	(-)
降 下 ば い じ ん		9	4	5
		(-)	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん		1	1	-
		(-)	(-)	(-)
風 向 速		2	1	1
		(2)	(1)	(1)
温 湿 度		1	1	-
		(1)	(1)	(-)
日 射 量		1	1	-
		(1)	(1)	(-)

(注) 下段(-)内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和5年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-	-
	廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-	-
注 意 報	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-	-
	廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が ≥ 0.10 ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が ≥ 0.12 ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(令和5年度調査分)

区分		調査地点	調査回数
水 質	河川 (湖沼を含む)	小瀬川(渡ノ瀬貯水池流入前、玖島川河口、渡ノ瀬ダム貯水池、小瀬川ダム貯水池)	12回
		永慶寺川(下浜)	
		御手洗川(金剛寺)	
		可愛川(可愛)	
汚 濁	海域	広島湾西部(31-2、31-8、31-13、31-18、31-21、31-22-5、31-27、31-29、31-30) 広島湾(32-14、32-18、32-30)	12回
	海水浴場	廿日市市(包ヶ浦)	2回
	地下水	廿日市市(2カ所)	1回
	環境ホルモン調査		-
	大 気 汚 染		
大 気 汚 染	有害大気汚染物質 モニタリング調査	大竹市(油見公園)	12回
	アスベストモニタリング調査	解体現場(1ヶ所)、廃棄物処理施設(1カ所)	1回
	酸性雨		-
	その他		-
土壌汚染			-
ダイオキシン類	大 気	大竹市(油見公園)、廿日市市(桂公園)	2回
	水 質		-
	底 質		-
	土 壌		-

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
し尿処理施設	施設数	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-
ごみ処理施設	施設数	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-
公共下水道 終末処理場	施設数	6	1	5
	立入検査件数	7	1	6
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-

(注)立入検査件数は、令和5年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管轄内 (増)	管轄外 (減)
総 数 (a + b)		227	16	6	53	2	198	1	7	-	2	1
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	194	12	6	43	1	178	1	6	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	29	9	-	11	-	59	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	33	4	-	10	1	20	-	1	-	-	-
B	中間処理業 (c)	31	4	-	10	1	20	-	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業 (d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業 (e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		205	11	5	46	2	166	1	6	-	2	1
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	173	7	5	36	1	148	1	5	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	23	5	-	9	-	50	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	32	4	-	10	1	18	-	1	-	-	-
	中間処理業 (c)	30	4	-	10	1	18	-	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業 (d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業 (e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計 (a + b)	22	5	1	7	-	32	-	1	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	21	5	1	7	-	30	-	1	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	6	4	-	2	-	9	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理業 (c)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業 (d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業 (e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計 (a + b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業者数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件数	変更許可 件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	21	-	2		-	12
フ ロ ン 類 回 収 業	6	-	-		-	1
解 体 業	2	-	-		-	-
破 碎 業	1	-	-	-	-	-
合 計	30	-	2	-	-	13

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和5年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和6年3月31日現在)

区分				施設数				新規許可 件 数		変更許可 件 数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件 数		届 出 等 受 理 件 数				定期検査	
														廃 止		そ の 他			
				事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施 設 数 合 計				47	16	31	-	-	-	-	-	-	-	-	20	19	-	-	
中 間 処 理 施 設 																			

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和5年度)

事業番号			調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容			
			実施事業所数	調 査 等 延 べ 件 数	うち中間処理施設	うち埋立処分場	分析検体数	命 令	警 告	勸 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
1	有害物質排出事業所立入検査		2	5	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査		5	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査		45	55	51	10	-	-	-	5	-	3	9	4	2	2	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	2	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	3	9	-	9	45	-	-	1	2	-	-	2	1	1	
5	建設業立入検査		62	62	-	-	-	-	2	1	-	5	3	6	6	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査		4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査		4	12	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）		1回	15台				-	-	-	1	-	4	4	4	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		3回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ 調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	16	37	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	1	1	
		処理業者	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査		4	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			167	241	69	21	53	-	2	7	3	9	20	20	16	4	

産業廃棄物事案等による立入件数	30
-----------------	----

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和5年度)

種 類	協議 件数	承認 件数	搬出元都 道府県数	搬出元 都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	136	136	12	愛知県、愛媛県、 岡山県、京都府、 山口県、滋賀県、 大阪府、大分県、 島根県、富山県、 兵庫県、神奈川県	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く ず、がれき類、廃石膏ボード、水銀使用製品産業 廃棄物、動植物性残さ	安田金属(株)、架材産業(株)、 (株)きやま、(株)サニックス、 (株)シンテツ、(株)スケダーイ工業、 (株)マエダ、(株)都市ビルサービス、 広島堆肥プラント(株)、日本製紙(株)、 三菱ケミカル(株)、広島炭化工業(株)、 門田建設工業(有)、中国高圧コンクリ ート工業(株)	-	-
特 管	-	-	-	-	-	-	-	-
計	136	136	12		計 11 種類		-	
最終処分	31	31	3	岡山県、山口県、 島根県	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物	みつぎ産業㈱	-	-
特 管	-	-	-	-	-	-	-	-
計	31	31	3		計 4 種類		-	

(記入要領) 1 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主 催 者	開 催 場 所	出席機関	参加人数	協議内容
令和5年8月1日	広島県西部厚生環境事務所	西部厚生環境事務所	広島海上保安部、広島海上保安部岩 国海上保安署、広島森林管理署、広島 北部森林管理署、大竹市、廿日市市、 安芸高田市、府中町、海田町、熊野 町、安芸太田町、北広島町、広島東警 察署、海田警察署、廿日市警察署、安 芸高田警察署、山県警察署、西部総務 事務所、西部建設事務所、西部建設事 務所廿日市支所、西部建設事務所 安芸太田支所、西部厚生環境事務所、 西部厚生環境事務所広島支所、産業 廃棄物対策課	33機関	・要綱改正について ・合同パトロール実施 要領について ・令和4年度の取組状 況、事案対応状況及 び令和5年度の取組 状況・予定について ・不法投棄監視強化 対策事業について

試験検査業務

試験検査の実施状況

(単位:件)

(令和5年度)

検 査 項 目					
感 染 症 関 係 細菌学的検査	合 計		A	47	
	赤 痢 菌			-	
	コ レ ラ 菌			-	
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌			3	
	そ の 他	腸 管 出 血 性 大 腸 菌		36	
		そ の 他		8	
食 品 衛 生 関 係 検 査	合 計		B	597	
	食 中 毒	小 計		101	
		細菌学的検査		101	
		理 化 学 的 検 査		-	
		そ の 他		-	
		食 品 等	細菌学的検査	小 計	377
	成 分 規 格			71	
	指 導 基 準 ※			110	
	か き			190	
	精 度 管 理			6	
	そ の 他			-	
	理化学的検査		小 計	119	
			成 分 規 格	16	
			添加物使用基準	77	
			残留農薬・有機スズ	16	
			そ の 他	10	
環 境 保 全 関 係 検 査	合 計		C	746	
	工 場 ・ 事 業 場 排 水	小 計		562	
		細菌学的検査		213	
		理化学的検査	一般項目・栄養塩等		284
			重金属等有害物質		40
			VOC等有害物質		25
		そ の 他		-	
	廃 棄 物	小 計		158	
		細菌学的検査		4	
		重 金 属 等 有 害 物 質		46	
		V O C 等 有 害 物 質		28	
		一 般 項 目		80	
		そ の 他		-	
	大 気	小 計		12	
		煙道測定に伴うばい塵等		-	
		重 油 中 硫 黄 分		-	
		そ の 他		12	
	そ の 他	小 計		14	
		重 金 属 等 有 害 物 質		5	
		一 般 項 目		-	
		そ の 他		9	
そ の 他	合 計		D		
	医 薬 品 等			-	
	そ の 他			-	
合 計 (A+B+C+D)				1,390	

(注)件数は、原則として検体数で計上している。(但し、同一検体で検査項目の区分の異なる検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。)

(※)衛生規範は令和3年6月1日付で廃止されたため、広島県では微生物検査指導基準を定めて検査を実施している。

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
連 携 の た め の 団 体	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2140	献血推進協議会
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課	0829-20-1610	
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235	民生委員児童委員協議会
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-30-9151	
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615	
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638	
	府中町民生児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162	
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町社会福祉課内	082-823-9207	
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町社会福祉課内	082-820-5635	
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課内	082-820-1505	
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸内784-1 安芸太田町住民課内	0826-28-2116	
	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851	
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509	社会福祉協議会
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211	
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	0829-20-0294	
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501	
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	082-285-7278	
	海田町社会福祉協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 ひのうらセンター内	082-820-0294	
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町地域福祉会館内	082-855-2855	
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀2802-5 筒賀福祉センター内	0826-32-2226	
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680	
職 能 団 体	大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課内	0827-59-2153	地区歯科衛生連絡協議会
	廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	
	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	医師会
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	
	大竹市歯科医師会	739-0651	大竹市玖波一丁目5-2 川口歯科医院内	0827-57-7350	歯科医師会
	佐伯歯科医師会	738-0034	廿日市市宮内北山1097-2 栗栖歯科クリニック	0829-37-1818	
	佐伯歯科医師会 廿日市支部	738-0034	廿日市市宮内4481-2 ソレイユ宮内 ふじた歯科	0829-37-4181	
	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	738-0014	廿日市市住吉一丁目3-36 マリン動物病院内	0829-20-5777	獣医師会
	大竹市薬剤師会	739-0611	大竹市新町一丁目2-7おおたけ駅前薬局内	0827-28-6180	薬剤師会
	(一社)廿日市市薬剤師会	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300	
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222	看護協会

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
自 主 組 織	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2153	食生活改善推進協議会
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	
	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112	公衆衛生推進協議会
	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所環境産業グループ内	0829-30-2009	
	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	738-0222	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115	
	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425-1 廿日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114	
	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0595	廿日市市宮島町1165-6 廿日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003	
	佐伯地域精神障がい者家族会 こぶし会	738-0292	廿日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1124	精神障害者家族会
	大野精神障害者家族会 「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9(窓口:あいあい作業所)	0829-54-1535	
	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-7129-0856	断酒会
そ の 他 の 団 体	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 (窓口:廿日市市社会福祉協議会)	0829-20-0294	精神保健福祉ボランティアグループ
	佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	廿日市市津田4109(窓口:廿日市市社会福祉協議会 佐伯事務所)	0829-72-0868	

広島県西部厚生環境事務所・広島県西部保健所 事業概要(令和6年度)

発行年月 令和7年3月
発行機関 広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所
所在地 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
電話 0829-32-1181(代表番号)
F A X 0829-32-0640, 0829-32-3244

【お問い合わせ先】

広島県西部厚生環境事務所・西部保健所
(窓口 厚生課厚生推進係)

電話:0829-32-1181(内線 2316) FAX:0829-32-0640